

令和3年度 自治会長会 次第

日時：令和3年4月11日（日）10：00～
場所：町内8会場（Web開催）

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 議 題

令和3年度重点施策 P 3

総務課

- (1) 令和3年度まちの予算について P 4
- (2) 空き家対策について P 6
- (3) 定住施策について P 6
- (4) 「自助」「共助」の自主防災会 ～地震・水害への備え～ P 7
- (5) 『綾川町洪水・土砂災害ハザードマップ』について P 8
 - ・ 広報あやがわの配布方法について
毎月22日（22日が土日、祝日の場合はその前日）
 - ・ 議会だより
年4回発行（4月、7月、10月、1月の広報あやがわと同時配布）

税務課

- (1) 令和3年度町税等について P 9
- (2) 綾川町オリジナルナンバープレートの交付について P 10

住民生活課

- (1) マイナンバーカードの普及推進について P 11
- (2) 令和3年度綾川町クリーン作戦について P 12
- (3) 火葬場施設使用料の無料化について P 12
- (4) 夏期【令和3年7月～9月まで】におけるごみ収集について P 13
- (5) 各種補助について P 14

健康福祉課

- (1) 新型コロナワクチン予防接種事業 P 15
- (2) 不妊治療費助成事業 P 15
- (3) 綾川町地域包括支援センター P 19

子育て支援課

- (1) 綾川町の教育・保育施設一覧 P 20
- (2) 綾川町の子育て支援事業 P 20
- (3) 綾川町ひとり親家庭等学習支援事業 P 21
- (4) 出産祝金 P 21
- (5) 子育て支援事業の利用料補助 P 21
- (6) 子どもと家庭に関する相談窓口 P 21

保険年金課

- (1) 国民健康保険制度について P 22
- (2) 後期高齢者医療制度について P 23

建設課

- (1) 町道改良工事及び生活道舗装工事の補助制度について P 24
- (2) 狭あい道路拡幅整備事業について P 25
- (3) 道路上に張り出している樹木伐採のお願い P 26
- (4) 民間住宅耐震対策支援事業費補助金制度について P 27
- (5) 生活排水処理関係の事業について P 28

経済課

- (1) 新型コロナウイルス対策 P 29
- (2) 有害鳥獣（イノシシ等）被害対策事業の実施について P 29
- (3) 令和3年度綾川町創業支援事業補助金について P 30
- (4) 農道等への補修材搬入について P 30
- (5) 町道、農道(町管理)、林道(町管理)の草刈助成について P 30
- (6) 町単独農道新設改良事業の補助制度について P 31
- (7) 町単独土地改良事業補助金について P 31
- (8) ため池・水路等の施設における安全対策について P 31
- (9) 農地及び農業用施設における災害復旧事業について P 32

生涯学習課

- (1) 町民体育施設の使用について P 33
- (2) 令和4年度全国高等学校総合体育大会
自転車競技（ロード）について P 33

学校教育課

- (1) 綾川町立中学校再編整備（中学校統合）について P 35
- (2) 育英奨学金について P 53
- (3) 育英奨学金返還金の半額免除制度について P 55

5 閉会

令和3年度 重点施策

◆新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルスワクチン接種を早期に、円滑に、安心して接種していただけるよう、時期や方法の情報を提供します。

学校では、更なる感染予防対策を講じるほか、児童生徒に一人1台のタブレット端末を整備しました。こども園では、必要な保育の維持に努めます。

大学等への進学進級にあたり、育英事業では在学中の貸付け、貸付期間の延長や貸付け条件を見直します。

地元経済支援対策では、創業支援は業態転換も補助対象とします。「中小企業者等事業継続支援臨時給付金」と「中小企業者等事業継続支援利子補給事業」、「中小企業振興資金利子補給事業」を継続します。

スマホ決済ポイント還元事業に取り組み、「あやがわスマイル応援券（プレミアム付き商品券）」を継続発行します。

◆中学校の再編整備

令和4年4月の統合中学校開校に向け、学校統合準備検討会では、学校名「綾川町立綾川中学校」のほか、制服、体操服が選定され、通学支援や交流事業などについて協議を進めています。

◆「介護老人保健施設あやがわ」の経営改革

「老健あやがわ」の経営は非常に厳しく、すでに内部留保資金が枯渇しています。税金投入に頼った運営から早期に脱却するため、強い覚悟をもって指定管理者制度への円滑な移行に努めます。

【2021(令和3)年度施政方針のあらまし(抜粋)】

令和3年度 まちの予算

全会計

191億 1,196万 4千円(対前年度比 0.7%増)

一般会計 97億 4,400万円
(対前年度比 2.4%増)

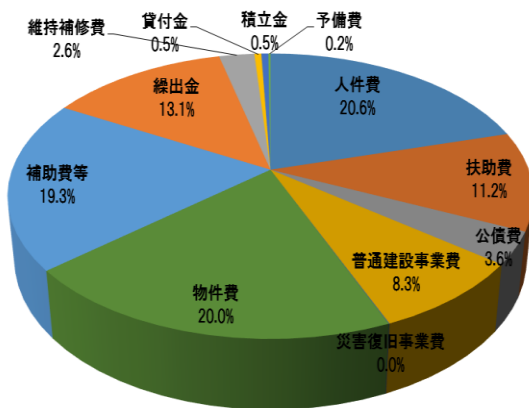
特別会計 74億 9,995万 7千円
(対前年度比 0.9%減)

公営企業会計 18億 6,800万 7千円
(対前年度比 0.8%減)

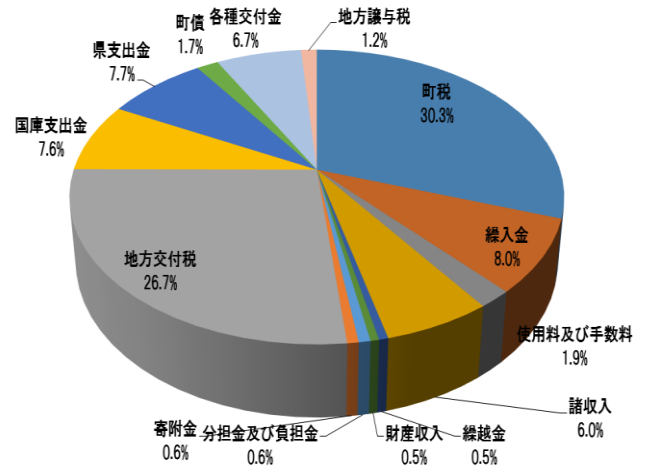


町の予算はみなさんが納めてくださった税金などで支えられています。まちに暮らす全ての人々が快適で有意義な生活を送れるよう、この予算に従って活動します。

一般会計の歳出



一般会計の歳入



※端数処理の都合上、割合の合計が100%にならない場合があります。

義務的経費 35.4%	人件費	20億 874万 6千円
	補助費	10億 9,088万 1千円
	公債費	3億 5,261万 1千円
投資的経費 8.3%	普通建設事業費	8億 1,309万円
	災害復旧事業費	365万 8千円
その他経費 56.2%	物件費	19億 4,938万 4千円
	補助費等	18億 8,344万 4千円
	繰出金	12億 7,381万 6千円
	維持補修費	2億 5,280万 6千円
	貸付金	5,000万円
	積立金	5,056万 4千円
	予備費	1,500万円

自主財源 48.4%	町税	29億 4,780万 8千円
	繰入金	7億 8,035万 6千円
	使用料及び手数料	1億 8,353万 7千円
	諸収入	5億 8,288万 5千円
	繰越金	5,000万円
	財産収入	4,556万 6千円
	分担金及び負担金	6,273万 5千円
依存財源 51.6%	寄附金	6,030万円
	地方交付税	26億円
	国庫支出金	7億 4,208万 8千円
	県支出金	7億 5,472万 4千円
	町債	1億 6,500万円
	各種交付金	6億 4,900万円
	地方譲与税	1億 2,000万 1千円

☆歳入のうち、各種交付金は利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の合計です。

**一般会計で町民1人あたりに
使われるお金**

409,687円

☆令和3年3月末日現在の住民基本台帳人口 23,784 人を基に算出しています。

☆その他は、議会費、災害復旧費、予備費です。

総務費 行政の運営や町税の賦課・徴収、 情報化の推進などのために 48,442円	民生費 高齢者や子どもなどの福祉のた めに 154,947円	衛生費 ごみの処理や病気の予防などの ために 31,629円
労働費 勤労者の福祉増進などのために 1,345円	農林水産業費 農林水産業の振興、農地の保全 などのために 28,288円	商工費 商業や観光の振興などのために 25,602円
土木費 道路や河川の整備、町営住宅の 管理などのために 32,152円	消防費 消防施設や消防団、防災活動な どのために 14,983円	教育費 学校や公民館、図書館などのた めに 51,044円
公債費 町の借入金返済のために 14,826円	その他 議会運営などのために 6,429円	一般会計で町民1人あたりに 負担いただくお金 123,941円

特別会計、公営企業会計の予算

特別会計

公営企業会計

町営バス運送事業	5,765万7千円
国民健康保険	30億7,351万2千円
国民健康保険診療所	1億8,394万3千円
後期高齢者医療	3億9,919万1千円
介護保険	32億5,305万9千円
火葬事業	4,457万7千円
墓園事業	654万円
農業集落排水事業	1,264万円
下水道事業	4億4,305万7千円
育英事業	2,578万1千円

陶病院事業	
収益的支出	13億1,152万1千円
資本的支出	7,983万7千円
介護老人保健施設事業	
収益的支出	4億6,465万円
資本的支出	1,199万9千円

(2) 空き家対策について

綾川町では、人口減少や高齢化の進行に伴い、年々増加傾向にある空き家問題に対応するため、新たな補助制度を含む取り組みを行っています。

① 綾川町空き家情報登録・提供制度（空き家バンク）

町内の空き家の有効活用を目的に、空き家を所有している方からの物件情報を、香川県が運営する「香川県空き家バンク（かがわ住まいネット）」に登録・公開することで、空き家を買いたい、借りたいという移住・定住希望者等に情報提供を行う制度です。

② 綾川町空き家リフォーム事業補助金

町内の空き家の有効活用を目的に、町内への移住・定住の促進を図るため、空き家のリフォーム費用等（放置家財の処分費含む）に対しする補助

空き家バンク登録物件の所有者又は利用者に対し、経費の 1/2 を補助

- ・ 空き家のリフォーム（上限 100 万円）
- ・ 家財道具処分（上限 10 万円）

③ 綾川町老朽危険空き家除却支援事業補助金

一定程度以上の破損があり、倒壊等により第 3 者等に危害を与える恐れがある老朽危険空き家除却費用に対する補助
申請にあたり事前に協議をお願いします。

補助対象事業費（除却に要した費用）と、国土交通省住宅局通知の木造住宅の除却費のいずれか低い方の金額の 80%。（上限 160 万円）

(3) 定住施策について

① 綾川町若者定住促進補助金

40 歳以下で、転入・転居を伴い、住宅を取得（建替えを含む）した場合に取得価格の 10 分の 1 の額を補助（上限 100 万円）

② 結婚新生活支援事業補助金（新規事業）

40 歳以下で新規に婚姻した世帯に対する住宅を賃貸する際に要した費用及び引越費用を補助（上限 30 万円）

※所得制限等の補助要件があります。

各種補助金の交付を受けるには、補助要件を満たす必要があります。

補助要件等の詳細については、下記へお問合せください。

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場 総務課いいまち推進室
電話 087-876-5577 FAX 087-876-1948
E-mail iimachi@town.ayagawa.lg.jp



(4)「自助」「共助」の自主防災会 ～地震・水害への備え～

① 自治会は自主防災会？

災害時に隣近所の人が協力しあうため、平成19年から自主防災会の結成を呼び掛けてきました。現在まで自治会ベースで145以上の組織が結成を届け出ています。

自治会には、困ったときに助け合う下地があります。正式に自治会を自主防災会として届け出るときは、総務課防災担当までご連絡ください。届け出ると資機材助成の申請ができ、備蓄物資の助成を受けられる場合があります。

② 自主防災活動を一步先に進めよう！

災害に備える自主防災活動には決まったやり方はありません。たとえば、

- ・みんなで危険箇所を見回りする。
- ・地区に必要なものを自治会費で購入検討。
- ・常会で炊き出し訓練をする。
- ・町の防災訓練に参加する。

など、いろいろなやり方があります。地域の関心事や余裕に合わせて柔軟に取り組みましょう。



以下は、行政の取り組みです。

■国／内閣府『みんなでつくる地区防災計画』

目標は地域のルール作りです。ハードルが高いと感じる場合は、何を話し合えばいいかの一例としてご活用ください。

内閣府 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>



■綾川町『家具類転倒防止対策促進事業補助金』

地震に備え、予算の範囲内で家具に転倒対策器具を取り付けるご家庭を支援します。また、町の補助事業とは別に、香川県の事業として、「香川県家具類固定サポート制度」もありますので、あわせてご利用ください。

詳しくは役場ホームページ・香川県のホームページをご覧ください。



■香川県／綾川町『耐震診断／改修補助』

※綾川町建設課のページをご覧ください。



■綾川町『防災士資格取得補助』

防災士の資格取得にかかる費用に対する補助制度です。

9月に香川大学の短期講座に申し込む必要があります。

詳しくは役場ホームページをご覧ください。

■綾川町『資機材・備蓄物資助成制度』

幅広く防災活動をする時に必要と思われる物品として、ヘルメット、救急セット、毛布などの防災資機材を予算の範囲内で支給します。ただし自主防災組織の結成が条件で、助成は1回きりです。

なお、別紙の備蓄食料の助成も行っています。

詳しくは役場ホームページをご覧ください。

③ 「令和3年度 綾川町校區別防災訓練（仮称）」について

本年度の町の防災訓練は、避難所運営訓練を行います。場所と日程は決定し次第お知らせします。

(5) 『綾川町洪水・土砂災害ハザードマップ』について

ご自宅や、職場付近の危険箇所をご確認ください。

県の想定最大規模による河川浸水想定区域図（本津川：平成31年末公表，綾川：令和2年3月公表）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を掲載しています。マップは、令和2年4月に自治会を通じて各戸に配布したほか、各公共施設に設置しています。ホームページでも公開していますのでご利用ください。

綾川町 総務課	TEL 087-876-1906（ハザードマップ編集・配布）
綾川町 建設課	TEL 087-876-5280
香川県中讃土木事務所 管理課	TEL 0877-46-7469
河川港湾課	TEL 0877-46-3180

警戒区域については県のサイトで詳細にご確認いただけます。（「香川の砂防」で検索）

問い合わせ先	総務課	TEL 876-1906
--------	-----	--------------

税 務 課

(1) 令和3年度町税等について

● 納税通知書（納付通知書）の送付について

税 目	発送予定日
固定資産税	4月30日（金）
軽自動車税	4月30日（金）
町県民税（普通徴収の方）	6月 1日（火）
国民健康保険税（普通徴収の方）	7月 1日（木）
介護保険料（普通徴収の方）	7月 1日（木）
後期高齢者医療保険料（普通徴収の方）	7月12日（月）

● 町税等の口座振替について

種 目	取扱金融機関	振 替 日
・ 町県民税 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税 ・ 後期高齢者医療保険料 ・ 1号介護保険料 ・ 保育料 ・ 町営住宅使用料	・ 香川県農協 ・ 百十四銀行 ・ 香川銀行 ・ 高松信用金庫 （各全店舗） ・ ゆうちょ銀行 （各全店舗）	・ 各納期の納期限日 ※（全期前納）

※（令和3年度についての全期前納振替日は、固定資産税は5月14日、町県民税は6月15日、国民健康保険税は7月15日です）

◀ 申し込み方法とおもな流れ ▶

役場本庁、綾上支所、町内香川県農業協同組合、百十四銀行、香川銀行、ゆうちょ銀行及び高松信用金庫国分寺支店に口座振替依頼書を備え付けております。

必要事項をご記入の上、取扱金融機関の窓口へご提出ください。

※申し込みから、口座振替完了まで2週間から3週間かかりますので、早めにお申し込みください。

口座振替制度をご利用の皆様には、たいへんお手数をおかけいたしますが、宜しくお願ひします。

(2) 綾川町オリジナルナンバープレートの交付について



綾川町オリジナルナンバープレートの交付を平成 28 年度から交付しています。
対象車種は、50CC以下のもの（白色）、50CCを超え 90CC以下のもの（黄色）、
90CCを超え 125CC以下もの（桃色）を3種類です。
交付の手続きは、町税務課までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 綾川町役場税務課 TEL 876-5284
- 綾川町ホームページ <http://www.town.ayagawa.kagawa.jp/>



(1) マイナンバーカードの普及推進について

国は、令和4年度末までにマイナンバーカードの普及率100%を目指しています。

まだ、マイナンバーカードをお持ちでなく、申請をご希望の方は、窓口でお申し付けください。(無料でカード用の写真撮影も行います。)

ご来庁の際は、下記のいずれかの本人確認書類(原本)が必要となります。

当日、ご用意していただくもの

- ① 本人確認書類※1 (A 1点または B 2点)
- ② 個人番号通知カード
- ③ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ④ マイナンバーカード交付申請書(お持ちの方のみ)

※1 申請時の本人確認書類 … マイナンバーカード申請時に、下記の本人確認書類一覧(A 1点または B 2点)から、該当する書類(原本)を、コピーさせていただきます。なお15歳未満の方の申請の場合は、代理人(親権者)の本人確認書類もご用意ください。

本人確認書類一覧(いずれも原本が必要です。)	
A (いずれか1点)	運転免許証、住民基本台帳カード(写真付に限る)、パスポート、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードなど
B (いずれか2点)	健康保険証、介護保険証、年金証書(手帳)、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証など

○ マイナンバーカードは、公的な本人確認書類として利用できる顔写真・ICチップ付のカードです。申請から交付まで1カ月程度かかります。

○ 初回の交付手数料は無料です。

(2) 令和3年度 綾川町クリーン作戦について

例年実施している「綾川町クリーン作戦」について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度と同様、清掃活動の実施日を決めず、集団での活動を避け、個人での清掃をお願いします。

きれいな町づくりに1人ひとりが心がけましょう。

実施基準日

個人の都合の良い日で実施してください。

ごみ収集日

各地区での通常のごみ収集日に出してください。

ごみ袋配布

クリーン作戦用のごみ袋は、4月22日の広報「あやがわ」5月号と共に、自治会長様宛にお届けしますので、各戸への配布をよろしくお願いします。

(3) 火葬場施設使用料の無料化について

令和3年4月1日より、下記対象の方の火葬場施設使用料は無料になりました。

対象（以下のいずれかに該当する場合）

- ① 死亡した方が綾川町に住所を有する場合
- ② 綾川斎苑を利用しようとする方（火葬場使用の許可を受けた方）が綾川町に住所を有する場合

火葬場施設使用料

	火葬場施設使用料
火葬場施設使用料	無料
胎盤焼却料	無料
未熟児及び死産使用料	無料
手及び足の焼却使用料	無料
遺骨の焼却使用料	無料

※町民以外の方は今までどおり使用料がかかります。

(4) 夏期【令和3年7月～9月まで】におけるごみ収集について

今年度も昨年度と同様に、7月～9月まで以下のごみ収集回数を増やします。



プラスチック容器包装は、**毎週**収集します。



ペットボトル・缶・ビンは、**月2回**収集します。

資源再利用のためにも、正しい分別にご協力をお願いします。

ごみ分別アプリ「さんあ～る」のお知らせ

綾川町では、ごみの分別や収集日をまとめて確認できる便利なアプリを配信しています。アプリをダウンロードの上、日々のごみ出しにご活用下さい。

●「さんあ～る」ダウンロード方法●

各ストアより「さんあ～る」で検索しダウンロードしてください。右記のQRコードでもダウンロードできます。



←このマークが目印！



●各種機能の利用方法●

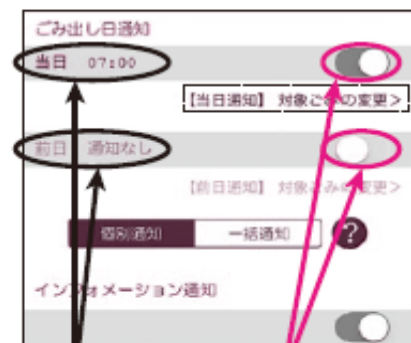


メニューボタン

①トップ画面右上にある「メニューボタン」(3本横線)を押す。

②メニュー画面にて利用したい機能を押す。

- ごみ収集日程表
⇒「カレンダー」
- 50音別ごみ分別
⇒「ごみ分別一覧」
- 通知機能の設定変更
⇒「設定」
⇒③へ(右画面)



通知時間

通知のON/OFF

③ごみ出し日の通知のON/OFF、通知対象のごみ、通知時間などを設定する。

※PCで利用する場合は、以下をご覧ください。

<https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2011071100382/>

(5) 各種補助について

綾川町では、以下の各種補助があります。ご活用ください。

① 犬猫不妊去勢手術費補助

動物病院で犬または猫の不妊去勢手術を実施した場合に補助金を交付します。

補助金の交付額	1頭につき上限 3,000 円
備 考	<p>一世帯につき、犬・猫それぞれ年間 2 頭まで</p> <p>ただし、さぬき動物愛護センターしっぽの森にて講習を受講し、「譲渡ボランティア登録制度 登録カード（有効期間 2 年）」をお持ちの場合、または、さぬき動物愛護センターしっぽの森にて犬猫の譲渡のために講習を受講した際に「受講終了証（有効期間 1 年）」をお持ちの場合は、一世帯につき、犬・猫それぞれ年間 5 頭まで</p>

② 家庭用生ごみ処理容器等購入補助

電動生ごみ処理機、生ごみ処理機（コンポスト）を購入した場合に補助金を交付します。

補助金の交付額	電動生ごみ処理機	1台につき購入金額の 1 / 2 まで(上限 20,000 円) (一世帯 5 年間に 1 基まで)
	生ごみ処理機 (コンポスト)	1台につき購入金額の 1 / 2 まで (上限 3,000 円) (一世帯 5 年間に 2 基まで)
備 考	ダンボールコンポストの補助は、令和 2 年度をもって廃止しました。	

③ 住宅用太陽光発電システム等設置費補助

住宅用太陽光発電システム、住宅用蓄電システムを設置した場合に補助金を交付します。

補助金の交付額	住宅用太陽光発電システム	1 キロワット当たり 15,000 円 (限度額 60,000 円)
	住宅用蓄電システム補助	1 基まで 70,000 円
備 考	補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限り。 (ただし、すでに発電システムの補助金を受けた者で、新たに蓄電システムを設置する場合には対象とする。)	

☆新型コロナワクチン予防接種事業

新型コロナワクチン予防接種が始まります ※接種費用は無料です



接種会場：総合運動公園体育館、綾上農村環境改善センター

各会場までの巡回バスを運行します。広報あやがわ4月号同封の案内チラシまたは接種券に同封の案内をご参照ください。

★接種券(クーポン)をワクチンの供給状況に応じて、順次お送りします。

- ① 75歳以上の方 令和3年3月29日発送
- ② 65歳～74歳の方 令和3年4月下旬発送予定
※75歳以上の方の予約状況やワクチンの供給状況等により発送時期が前後する場合があります。
- ③ 16歳到達者～64歳の方：国からの通知によりお知らせ、発送予定
※令和3年度末時点の満年齢でお送りします。

★接種券(クーポン)が届いたら、電話またはWEBでご予約ください

- ・綾川町コールセンター ☎087-899-8600 <平日9:00～17:00>
- ・副反応等の医療的な相談は 香川県コールセンター ☎0570-009-550

☆（拡充）特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業

【特定不妊治療費助成事業】

令和3年1月1日以降に終了した治療について従来の所得制限を撤廃し、また事実婚も助成対象とします。さらに、助成額も1回15万円までであった額を1回30万円までとし助成回数は1子ごとに6回まで（40歳以上43歳未満は3回まで）とします。

（助成対象となる治療）体外受精及び顕微授精

（事業の内容）原則として治療が終了した日の属する年度内に、

町に必要書類を添えて申請し、承認された方に助成金を交付します。



<拡充前>

<拡充後>

・所得制限：730万円未満(夫婦合算の所得)	・所得制限：撤廃
・助成額：1回15万円(初回のみ30万円)	・助成額：1回30万円
・助成回数：生涯で通算6回まで (40歳以上43歳未満は3回)	・助成回数：1子ごと6回まで (40歳以上43歳未満は3回)
・対象年齢：妻の年齢が43歳未満	・対象年齢：変更なし

【一般不妊治療費助成事業】 所得制限を撤廃します。

問合せ先 えがお(TEL 876-2525)、いきいきセンター(TEL 878-2212)

綾川町新型コロナワクチン接種について

健康福祉課

4月17日（土）綾南会場（綾川町総合運動公園体育館）をスタートに令和3年度末時点で75歳以上となる方から開始します。スムーズに、そして安全に接種ができるようにします。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

接種当日の流れ

模擬訓練の様子を参考にしながら、当日の流れを紹介します。

①受付

名前や予約状況、持参した書類を確認します。
(必ず予約が必要です。)



車いすの方も大丈夫

②体温測定

体温を測定します。



③予診票確認

予診票に記入漏れが無いか確認します。



⑥接種済証発行

接種済証を発行します。
2回目の予約も可能。



⑤接種

看護師が筋肉注射をします。



④医師による問診

病気の有無や体調を確認します。



肩に筋肉注射をしますので、できるだけ肩が出しやすい服装でお越しください。

⑦健康観察

副反応が無いか、接種後30分は会場内で健康状態をみます。

受付から健康観察の終了まで、約1時間程度かかります。



アナフィラキシーショックにもすぐに医師や看護師が対応します。

* 接種券（クーポン）の送付及び予約、接種スケジュールについては、別紙をご覧ください。



新型コロナウイルス 予防接種が始まります



★接種券(クーポン)は、ワクチンの供給状況に応じて、順次お送りします。

①75歳以上の方

4月5日(月)から予約受付開始

令和3年3月29日より発送します。

②65歳～74歳の方

令和3年4月下旬ごろ接種券発送の予定です。

※75歳以上の方の予約状況やワクチンの供給状況等により
発送時期が前後する場合があります。

③16歳到達者～64歳の方

国からの通知によりお知らせします。

詳しくはコロナ
ワクチンナビ➡



※令和3年度末時点での満年齢でご案内します。

ピンク色の窓あき封筒で、
接種券をお送りします。
宛名を印字した白い用紙
が接種券です。



★接種には、事前予約が必要です。

- ・予約の際にはみなさんにお送りする接種券の番号が必要です。
- ・電話またはWebで必ずご予約ください！



完全時間
予約制

注：他のワクチンを接種する場合は、前後2週間、間隔を開ける必要があります。

★持病がある方は、かかりつけ医に接種して
良いか確認した後に、予約してください。

綾川町では町内2カ所で 集団接種を実施します。

**完全
予約制**

綾上会場

綾上農村環境改善センター
(綾上支所隣)

綾南会場

綾川町総合運動公園
体育館

※お車でお越しの方は、お住いに関係なく、どちらの会場でもご予約いただけます。

		4月			5月			6月			
木	午後		22 綾上	6 綾南	13 綾上	20 綾南	27 綾南	3 綾上	10 綾南	17 綾南	24 綾上
土	午後	17 綾南	24 綾上	8 綾南	15 綾上	22 綾南	29 綾南	5 綾上	12 綾南	19 綾南	26 綾上
日	午前 午後	18 綾南	25 綾上	9 綾南	16 綾上	23 綾南	30 綾南	6 綾上	13 綾南	20 綾南	27 綾上

※ワクチン供給状況等で日程が変更になる場合があります。変更になった場合や7月以降の日程は、町ホームページ・広報等でお知らせします。



各会場までの巡回バスを運行します



粉所・山田⇒綾上改善センター			西分・羽床上・北⇒綾上改善センター			滝宮・羽床⇒総合運動公園			昭和・陶⇒総合運動公園		
バス停	午前	午後	バス停	午前	午後	バス停	午前	午後	バス停	午前	午後
新名集会場	8:20	12:50	西分南公民館	9:43	14:13	町役場	8:17	12:47	陶公民館	9:45	14:15
粉所公民館	8:26	12:56	西分公民館	9:51	14:21	一里山バス停	8:22	12:52	馬酔木バス停	9:49	14:19
栗原バス停	8:31	13:01	羽床上公民館	9:59	14:29	羽床公民館	8:26	12:56	JA昭和出張所	9:52	14:22
東分地域交流館	8:37	13:07	上川原公民館	10:02	14:32	白石バス停	8:29	12:59	後久バス停	9:55	14:25
山田公民館	8:41	13:11	井手下スクールバス	10:07	14:37	グリーンハイツ集会所	8:36	13:06	南かざしバス停	10:01	14:31
			宗戸バス停	10:10	14:40				百十四畑田出張所	10:05	14:35
会場到着	8:45	13:15	会場到着	10:15	14:45	会場到着	8:45	13:15	会場到着	10:15	14:45
予防接種	9:00	13:30	予防接種	10:30	15:00	予防接種	9:00	13:30	予防接種	10:30	15:00
会場出発	10:30	15:00	会場出発	12:00	16:30	会場出発	10:30	15:00	会場出発	12:00	16:30

※バス利用希望の方は、予防接種予約の際に、一緒に予約してください。

★予防接種に関する問い合わせ

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報
については、首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

官邸 コロナ ワクチン 検索



▪ 接種後の医療的な相談は 県コールセンター ☎0570-009-550

▪ 綾川町コールセンター ☎087-899-8600

綾川町地域包括支援センターをご存知ですか？

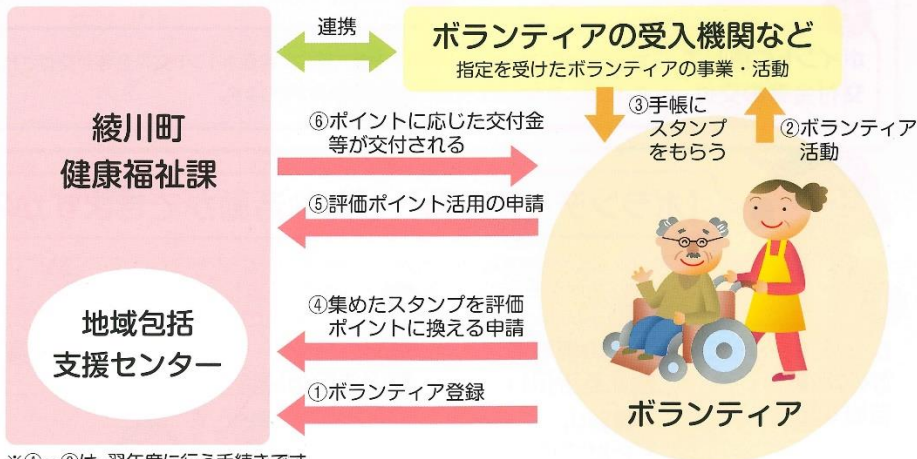
高齢者のなんでも相談窓口です。介護・福祉・保健・医療・権利擁護・生活の相談や、**介護予防**ケアマネジメント、また、住み慣れた地域で安心して暮らせるための地域づくりの応援もしています。

陶病院隣の**国保総合保健施設えがお内**にあります。お気軽にご相談ください。

自分自身の介護予防や健康づくりのために！

① 介護支援ボランティア やってみませんか？

● 介護支援ボランティア制度の流れ



介護予防ボランティア制度は、ボランティア登録し、声かけ・見守り、高齢者施設等でのボランティア活動等を行った場合、その実績に応じてポイントが付与される制度です。介護支援ボランティア手帳にスタンプを集めて、最大15,000円まで換金できます。

※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

令和3年度より、高齢者等の生活支援の1つであるゴミ出し支援を、介護支援ボランティア制度を活用し、実施する予定です。

身近な地域で介護予防に取り組める場所を作りたい！

② ほっとか連とこ 100歳体操 始めてみませんか？



☹️ **どんな体操ですか？** 😊

軽量のおもりを使った筋力づくりの体操です。100gから1kgまで、その人に合ったおもりを手首や足首につけて週に1回、30分程度運動を行ないます。**イスに座るなどして無理なく行なうので、足腰の弱った方でも安全にできます。**唄に合わせてゆっくり体を動かすことで、筋力とバランス能力が高まります。

😊 **高齢者でも大丈夫？** 😊

100歳体操は何歳からでも始められます！要介護状態の一手手前のフレイル(虚弱)は、筋力の低下が大きく関係しています。日頃の生活の中に100歳体操をプラスすることで、フレイルを予防・改善できます！また、認知症予防にもつながります！

新型コロナによる外出自粛の影響で、足腰が弱り、フレイル(虚弱)や要介護状態の方が激増しています。綾川町民の**65歳以上の方を5人以上**含めた仲間が集まり、**場所が確保できる**ところであれば、重りの貸し出しや説明など、取り組みのお手伝いをしますので、地域包括支援センターまでご連絡ください。

介護予防サポーター養成講座

③ まなびあい講座

自分自身の介護予防や、ご家族のために、介護保険や認知症、介護予防などが学べる講座です。令和3年度は9月開講予定。

**介護や介護予防、介護支援ボランティア制度等のご相談は
綾川町地域包括支援センター
TEL 876-1002**

子育て支援課

(1) 綾川町の教育・保育施設一覧

施設名	定員	1号	2号	3号	乳児保育	延長保育	一時保育
昭和こども園	220	●	●	●	○	○	○
陶こども園	190	●	●	●	○	○	
滝宮こども園	280	●	●	●	○	○	○
羽床こども園	90	●	●	●		○	
羽床上こども園	45	●	●	●		○	
山田こども園	120	●	●	●	○	○	
山田こども園粉所分園は、令和3年度は希望者がいなかったため休園							

※ ●印のある施設が利用できます。○印は、実施している事業です。

- ・1号は、満3歳以上で午後2時までの教育標準時間利用を希望される方
- ・2号は、満3歳以上で保育を希望される方（保育を必要とする事由が必要です。）
- ・3号は、満3歳未満で保育を希望される方（保育を必要とする事由が必要です。）
- ・延長保育は、午後7時までです。（1歳以上が対象です。）
- ・乳児保育は、昭和・山田は6か月、陶・滝宮は10か月以上が対象です。

(2) 綾川町の子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点

気軽に立ち寄り、自由に遊べる、就学前の子どもと保護者の集いの場です。子育て相談もできます。町内在住の就学前の子どもと保護者、里帰り中の方も、利用できます。

施設名	利用時間 ※	電話番号
子育て支援施設きらり (畑田671番地8)	月・金 9:00~16:00 火・木 9:00~12:30	087-877-2320
子育て支援センターにじ (昭和こども園内)	月~金 9:00~16:00	087-877-2226
子育て支援センターしいのき (滝宮こども園内)	月~金 9:00~16:00	087-876-3366
南原児童館 (滝宮645番地10)	月~金 8:30~17:00 土 8:30~12:00	087-876-1934

※ 利用時間は、祝日・年末年始を除く

② 病児保育

病気の子どものための保育施設です。

施設名	利用時間 ※	電話番号
病児保育室うぐいす (陶病院隣えがお内)	月~金 8:30~18:00	087-876-1185 (陶病院受付)
病(後)児保育室ひだまり (滝宮こども園内)	月~金 8:30~18:00	087-876-3366

※ 利用時間は、祝日・年末年始を除く

(3) 綾川町ひとり親家庭等学習支援事業

ひとり親家庭等への経済的支援として、学習支援員を派遣し、子どもの基本的な学習習慣の習得を図るとともに、親が子どもの学習に関する悩みなどを相談できる事業です。

【対象者】 町内在住のひとり親家庭等のうち、小学校3年生から6年生の児童で、香川県ひとり親学習支援員派遣事業の対象者の要件に合う方

【内 容】 自宅に学習支援員を派遣します。

- ・期間 8月～翌年2月
- ・月2回（1回60分程度）
- ・費用は無料（教材費は自己負担です。）
- ・令和3年度の予定児童数は10名程度

(4) 出産祝金

町内在住で出産された方に祝金を支給します。

（第1子と第2子は令和3年度から増額）

【お祝金額】 第1子 3万円/人、第2子 5万円/人、第3子以降 10万円/人

(5) 子育て支援事業の利用料補助

町内在住の方で、一時保育、たかまつファミリー・サポート・センターを利用した方に利用料の一部を補助します。

① 一時保育

【対象者】 昭和こども園・滝宮こども園で実施している一時保育を利用している方

【補助額】 1時間100円（ひとり親世帯200円）

※ 補助は月50時間まで

② たかまつファミリー・サポート・センター

【利用者】 たかまつファミリー・サポート・センターに登録し利用している方

【補助額】 1時間200円（ひとり親世帯：1人目400円、2人目以降200円）

※ 補助は月25時間まで

(6) 子どもと家庭に関する相談窓口

相談窓口	電話番号	利用時間
綾川町子育て支援施設きらり	087-877-2320	月～金 8:30～16:30 (祝日・年末年始を除く)
綾川町子育て支援課	087-876-1122 (相談電話)	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) ※ 緊急の場合は、時間外相談も可能です。
香川県子どもと家庭の電話相談	087-862-4152	月～土 9:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)	24時間対応

1. 国民健康保険制度について

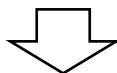
(1)令和3年度 国民健康保険制度変更点

○保険税の軽減措置にかかる軽減判定所得の見直し

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる基準について、基準額が引き上げられました。

【改正前 軽減判定所得基準額】

7割軽減＝基礎控除額（33万円）
5割軽減＝基礎控除額（33万円）＋28.5万円×被保険者数
2割軽減＝基礎控除額（33万円）＋ 52万円×被保険者数



【改正後 軽減判定所得基準額】

7割軽減＝基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減＝基礎控除額（43万円）＋28.5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減＝基礎控除額（43万円）＋ 52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含みます。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者です。

(2)コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免

コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した主たる生計維持者等に対する減免は、令和3年度も引き続き同様の基準で実施予定です。詳しくは、町ホームページ等で周知します。

(3)被保険者証と高齢受給者証について

- ※ 被保険者証・・・国保に加入していることを証明するものです。
高齢受給者証・・・国保被保険者のうち70歳以上の者に対して発行されるもので、
2割または3割の自己負担割合を記載しています。

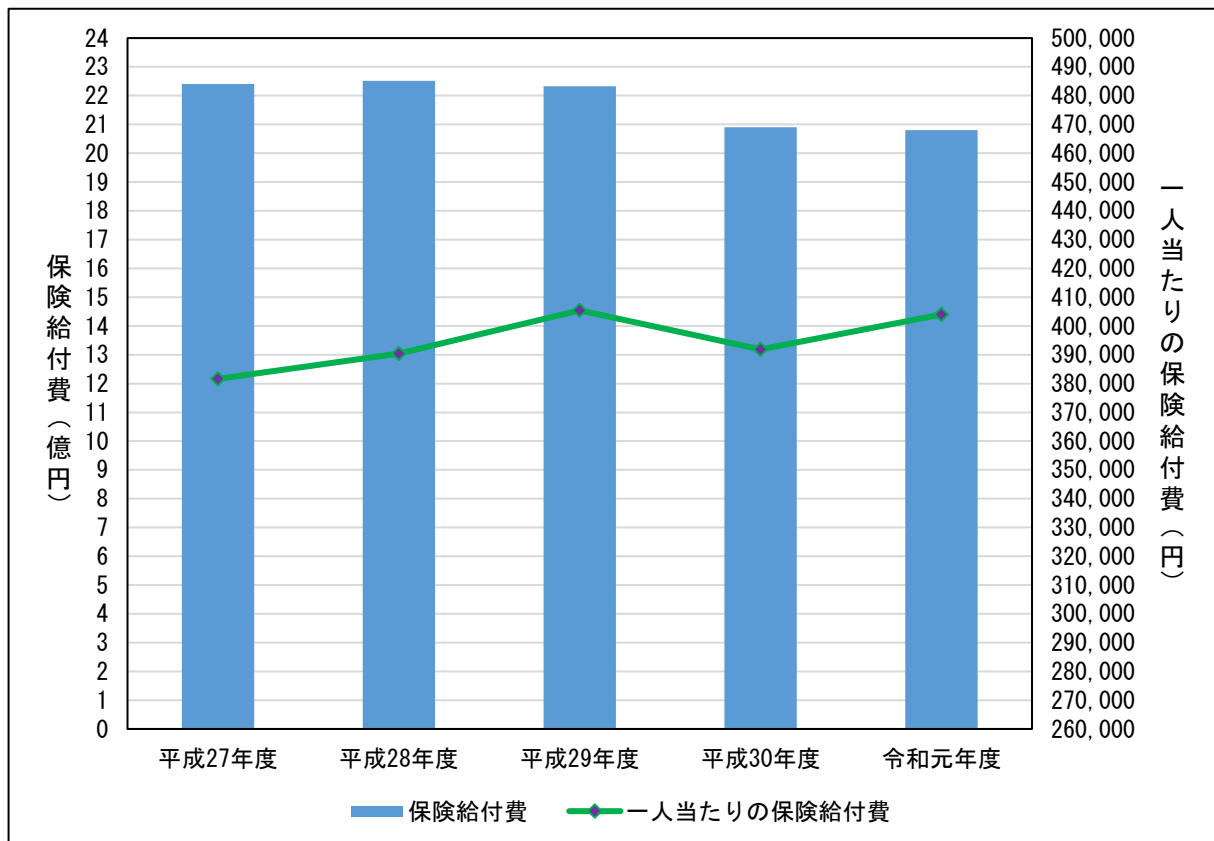
○令和3年4月以降に国保の資格を取得された方の被保険者証は、被保険者番号に（枝番）が追加されたものが交付されます。

また、8月以降、70歳以上の方の高齢受給者証は、被保険者証に一体化されます。

○国保の被保険者証（被保険者証兼高齢受給者証）の有効期限は毎年8月1日～翌年7月31日までとなります。（ただし、滞納されている場合は、この限りではありません。）

7月下旬ごろ、新しい被保険者証が郵送されます。

(4) 保険給付費の推移



2. 後期高齢者医療制度について

令和3年度 後期高齢者医療制度変更点

○保険料の軽減措置にかかる軽減判定所得の見直し

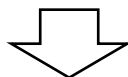
令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、後期高齢者医療保険料の減額の対象となる基準について、基準額が引き上げられました。

【改正前 軽減判定所得基準額】

7割軽減：基礎控除額（33万円）

5割軽減＝基礎控除額（33万円）＋28.5万円×被保険者数

2割軽減＝基礎控除額（33万円）＋ 52万円×被保険者数



【改正後 軽減判定所得基準額】

7割軽減：基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

5割軽減＝基礎控除額（43万円）＋28.5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減＝基礎控除額（43万円）＋ 52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

◇後期高齢者医療制度の保険者は「香川県後期高齢者医療広域連合」です。

建設課

(1) 町道改良工事及び生活道舗装工事の補助制度について

✦ 町道改良工事の場合（既に町道として認定され、町の事業計画によらない路線の改良）

- 有効幅員（車道幅員）4m以上に改良する工事 設計金額の65%補助
- 特別な事情があると認められた場合 2.4m以上 4.0m未満での改良工事
設計金額の50%補助

✦ 生活道の舗装工事の場合

- 現在、町道でない道路であって有効幅員 1.5m以上の日常生活に必要な道路で、関係住宅戸数 2戸以上が共有する部分の道路舗装工事
- 舗装幅員は、1.5m以上 設計金額の50%補助

✦ 道路事業補助率算定表

区 分		規格 (車道幅)	工事費 補助	用地買収単価		
				宅地	宅地以外	宅地以外の 国道県道沿い
道路 改良 工事	町 道	4.0m 以上	設計金額の65%	固定資産 評価額	固定資産 評価額の35倍	固定資産 評価額の70倍
		2.4m 以上 4.0m 未満	設計金額の50%	//	//	//
	町道橋	4.0m 以上	設計金額の65%			
舗 装 工 事	生活道	1.5m 以上 (舗装幅)	設計金額の50%			

- (注) 1. 工事費は、本工事費、補償費をいいます。
 2. 町道改良とは、既に町道として認定されたものをいいます。
 3. 補助金交付は出来高設計によります。
 4. 用地の分筆登記は、町が行います。

✦ 補助申請締切日 毎年7月末日

✦ 補助申請提出先 建設課及び綾上支所

※ この補助制度の事業主体は申請者（地元）になりますので、利害関係者と十分な調整後、申請をしてください。

わからない点、また詳しくは建設課、綾上支所まで問い合わせをしてください。

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課	電話：087-876-5280
綾上支所 事業係	電話：087-878-2206

(2) 狭あい道路拡幅整備事業について

✚ 狭あい道路拡幅整備事業

私たちの身近にある生活道路は人や車などの通行はもちろんのこと、通風、採光、日照の確保などの良好な生活環境の保持などにも大変重要な役割を果たしています。しかし、町内の生活道路の中には、緊急時や災害時に救急車や消防車の入れないような狭あい道路（4m 未満の道路）があります。

また、特に都市計画区域内では、道路の中心線から 2m の部分は、建築基準法上の道路として取り扱われることとなりますので、私有地であっても建物や塀などを造ることができません。

そこで、町では平成 30 年 4 月 1 日から、都市計画区域内(畑田、千疋、陶、萱原、滝宮、北、小野、羽床下)における狭あい道路を解消していくために、建物を建て替える時などに、建築基準法によって後退した用地をお譲りいただき、拡幅整備を行う事業を行っています。

なお、この事業は、町民の皆さんのご理解とご協力のもと、実施していくものであり、整備にあたっては費用の一部を助成する制度もありますので、皆さんの積極的なご活用をお願いします。

✚ 対象となる道路

建築基準法第 42 条第 2 項に指定されている町道及び、町長が特に必要があると認める道

✚ 事業の対象者

対象となる道路に面した土地で建築などを行い、後退用地を町に譲渡していただける方

- ※ 事情により町に対して譲渡できない場合は、無償使用をご承諾いただくことで事業を行います。
- ※ すでに建築などが終わっている方についても、後退用地の整備にご協力いただける場合には、事業の対象とします。

✚ 土地所有者にご協力いただくこと

- ① 後退杭の設置
- ② 後退用地内の建築物、工作物などの撤去・移転
- ③ 後退用地に係る抵当権、質権、賃貸借権などの消滅

✚ 町が行うこと

- ① 後退用地の買取り（買取り価格は綾川町公共用地買収基準によります。）
- ② 後退用地に係る測量、分筆・所有権移転登記
(無償使用の場合は測量に要する費用に限ります。)
- ③ 道路整備（舗装工事など）
- ④ 道路としての維持管理
- ⑤ 無償使用の場合の後退用地に係る固定資産税の減免

※ 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱による開発事業の場合は、開発に係る事前協議の結果によっては、後退用地の無償譲渡は受け付けますが、測量、分筆登記、道路整備については、事業者に行っていただきます。

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

(3) 道路上に張り出している樹木伐採のお願い

～樹木の剪定・伐採をして適切な管理をしましょう～

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると、車両や歩行者が通行しづらくなるだけでなく、カーブミラーや道路標識の妨げとなったり、折れ木や落枝などによって交通障害を引き起こす場合があります。これらが原因で事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

風雨などによって道路交通への危険が迫った時などは、やむを得ず緊急の措置として道路管理者が剪定や伐採を行うこともありますが、原則として、私有地から張り出している樹木は土地所有者の方に所有権があるため、道路管理者が勝手に剪定や伐採を行うことができません。

交通事故を未然に防止し、安全に道路を通行できるように、適切な管理をしていただくようお願いいたします。

伐採などの作業時の注意事項

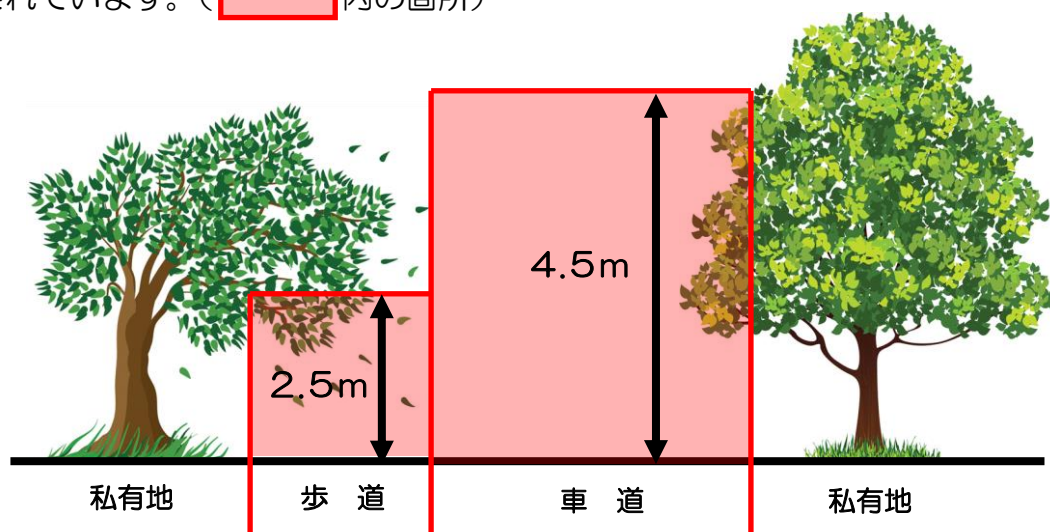
作業時には通行車両や自転車及び歩行者の方の安全確保と樹木やはしごなどからの転落防止に十分注意してください。

また、電線や電話線がある箇所での作業は、危険が伴いますので、事前に四国電力、NTT 西日本にご相談ください。

✚ 建築限界（道路法第 30 条、道路構造令第 12 条）

道路法及び道路構造令では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木などが道路上に入ってはいけない空間（建築限界）が定められています。

車道の上空「4.5m」、歩道の上空「2.5m」の範囲に、通行の障害となるものを置いてはならないとされています。（内の箇所）



問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

(4) 民間住宅耐震対策支援事業費補助金制度について

民間住宅の耐震化を促進するため、耐震対策に要する費用の一部を助成します。

✚ 補助を受けられる方

- 町内に存する住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を得た方
- 町税等の滞納がないこと

✚ 対象となる住宅

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て又は長屋建て住宅（住宅の用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む）
- 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- 耐震対策を行った後も主たる居住の場として、引き続き利用すること

✚ 耐震診断

（補助金の額）＝ 耐震診断に要した費用×9/10【9万円を上限】

補助金の上限額を90万円から100万円に引き上げました。

✚ 耐震改修工事（実施設計費用を含む）

（補助金の額）＝ 耐震改修工事費と100万円を比べていずれか少ない額

- 耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断されたもの
- 改修工事の内容が（上部構造評点 1.0 以上）のレベルに改修するもの

✚ 簡易耐震改修工事（実施設計費用を含む）

（補助金の額）＝ 簡易耐震改修工事費と50万円を比べていずれか少ない額

- 耐震診断により（上部構造評点 0.7 未満）と判断されたもの
- 改修工事の内容が（上部構造評点 0.7 以上 1.0 未満）まで耐震性を高めるもの

✚ 耐震シェルター等設置工事（実施設計費用を含む）

（補助金の額）＝ 耐震シェルター等購入・設置費用と20万円を比べていずれか少ない額

- 耐震診断により（上部構造評点 1.0 未満）と判断された住宅に設置するもの
- 香川県が指定する耐震シェルター及び耐震ベッドを設置する場合に限ります

※ 上記のほかにも要件等があります。詳しくは建設課へご相談下さい。

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

(5) 生活排水処理関係の事業について

公共下水道事業

下水道へ接続されていないご家庭の加入促進を引き続き実施します。

○宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金

設置工事に要した費用の額の1/2以内 600,000円（補助限度額）

（家屋が低地等にあり、下水道に接続するために宅地内汚水ポンプ設備を設置する場合）

○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

融資金5万円以上～50万円以下、全額利子補給、償還額1万円/月額

○浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金

改造に要した費用の2/3以内 50,000円（補助限度額）

公共下水道、農業集落排水処理施設をご利用で井戸水をお使いのご家庭は、お住まいの世帯員数の変更があれば異動届を提出してください。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

し尿と生活雑排水を併せて処理するために、家庭用合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金制度が利用できます。

対象者	専用住宅(小規模店舗などを併設した住宅を含む)に合併処理浄化槽を設置しようとする方
対象区域	下水道事業(認可)計画区域等以外の区域

補助区分	人槽区分	補助金限度額 A	補助金限度額 B
合併処理浄化槽設置	5人槽	332,000円	221,000円
	7人槽	414,000円	276,000円
	10人槽(2世帯住宅)	548,000円	365,000円
単独浄化槽等を撤去する場合		90,000円	

※設置前の処理方法などによって、A、Bいずれかの補助限度額が適用されます。

転換補助

補助区分	補助金限度額
単独浄化槽・汲み取り便槽からの転換	300,000円

※ただし、建物の新築、増改築による場合は、この上乗せは適用されません。



※法定検査を受けてください！

浄化槽法では、浄化槽管理者の義務として、毎年1回、知事が指定した指定検査機関である公益社団法人 香川県浄化槽協会による「水質検査」を受けなければならないと規定しています。

浄化槽設置に伴う補助金交付は、法定検査受検を条件としています。受検されていない場合、補助金を返還していただくことがあります。

問い合わせ先・・・綾川町役場 建設課 電話：087-876-5280

(1) 新型コロナウイルス対策

1. スマホ決済ポイント還元事業の実施について

町外からの消費を取り込み、地域経済を活性化させるとともに、町内事業者と消費者のキャッシュレス決済の利用を促進し、新しい生活様式への転換の契機とするため、スマホ決済によるポイント還元事業の実施を予定しております。

2. あやがわスマイル応援券（プレミアム付き商品券）の発行について

昨年度同様に、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済を活性化させるため、あやがわスマイル応援券（20%のプレミアムが付いた商品券）を発行します。発行総数は30,000セットを予定しております。

3. 綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金支給事業の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3年においても未だに業績が戻らない中小企業者等の事業継続を支援するために、臨時給付金を今年度も実施します。臨時給付金を交付する要件や実施時期が決定しましたら、皆様に周知してまいります。

(2) 有害鳥獣（イノシシ等）被害対策事業の実施について

1. 「電気柵及びワイヤーメッシュ（金網柵）設置費」の補助制度

有害鳥獣（イノシシ等）による農作物への被害防止を目的として設置する電気柵及びワイヤーメッシュ（金網柵）の設置に要する経費について、予算の範囲内において助成します。

- ・受付期間 5月6日（木）から6月30日（水）まで
- ・採択要件

- ① 綾川町に住所を有する者で、綾川町内の農地を対象とした事業であること。
- ② 個人又は共同による事業で、有効かつ効率的な施工であること。

2. イノシシ等の捕獲申し込みについて

イノシシ等の被害が発生している場合、綾川町鳥獣被害対策実施隊（捕獲実施隊）が被害の農地近隣に、捕獲わなを仕掛けて被害の軽減に協力します。被害発生の場合、綾川町経済課までご相談ください。（電話；876-5282）

3. 狩猟免許試験について

香川県では、狩猟免許試験を年2回（夏と冬）に実施しています。詳しくは、綾川町経済課までお問い合わせください。（電話；876-5282）

(3) 令和3年度綾川町創業支援事業補助金について

町内で新たに創業する方又は業態転換する方に対して、その創業に要する経費の一部を補助することにより、雇用の創出や定住促進を図り、本町経済の活性化、地域振興に寄与することを目的として、令和3年度綾川町創業支援事業補助金の募集をいたします。

- 補助金額

補助対象経費の1/2以内（上限100万円）

- 補助対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象です。なお、開業後の申請は受付できませんのでご注意ください。

- (1) 令和3年度内に、綾川町内で事業の開業を予定している者
- (2) 開業の日に町内に住所を有する者。（法人の場合は、綾川町内に本店所在地の登記が行われており、かつ、代表者が町内に住所を有する者）
- (3) 町内に事業所を設置し、5年以上継続して事業を行う見込みがある者
- (4) 本人及び同一世帯員（法人にあっては当該法人及び代表者）が町税等の滞納がない者

(4) 農道等への補修材搬入について

綾川町内の農道及び生活道において、補修材による小規模な補修を行う場合、現場で使用する道路補修材の提供を行います。

1. 道路補修材は、花こう土及び、クラッシュラン（砕石）です。
2. 2戸以上の受益を有する農道等が対象です。
3. 手数料は、2トンダンプ1車当たり 1,000円です。
4. 申請書は搬入予定日の1週間前までに、本庁経済課又は支所へ、手数料を添えて提出してください。
5. 道路補修材の搬入は業者が行いますが、敷きならしは地元で行ってください。

申請窓口・問合せ	綾川町役場	経済課	TEL	876-5282
	綾上支所	事業係	TEL	878-2206

(5) 町道、農道（町管理）、林道（町管理）の草刈助成について

自治会等が、交通の事故防止等を図るために、町管理の町道と農道、また、町管理の林道（以下「町管理道」という）の草刈を、共同作業として実施した場合、その経費に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

1. 町管理道の背後地（個人宅地、田畑、共同用排水路等）の管理を目的として町管理道の草刈を兼ねた箇所は、対象外です。
2. 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、作業前に申請してください。

3. 草刈の範囲は、路肩を含め法面の巾1mを基準とし、補助金を交付する対象面積は、300㎡以上実施した地区を補助対象とします。

問い合わせ先	綾川町役場	建設課	TEL	876-5280	(町道)
		経済課	TEL	876-5282	(農道・林道)
	綾上支所	事業係	TEL	878-2206	

(6) 町単独農道新設改良事業の補助制度について

(対象事業の要件)

- ・ 農道の新設改良工事で、単独県費補助事業の対象とならないもの。
- ・ 幅員3メートル以上
- ・ 事業費100万円以上（設計料・補償費・分筆費用を含む。用地買収費は除く。）
- ・ 受益戸数2戸以上
- ・ 用地取得等が確実なもの。
- ・ 補助申請締切日 7月末日
- ・ 補助申請提出先 本庁経済課

(7) 町単独土地改良事業補助金について

国・県等の補助制度の対象とならなかった事業費30万円以上、100万円未満の土地改良事業（農業用の用排水施設・農道舗装・農道改良・ため池施設補修・揚水ポンプの修繕、更新等）及び、災害復旧事業の対象とならなかった事業費20万円以上の農業用施設の復旧を対象事業とします。

農道の改良は幅員3m以上、農道舗装は舗装幅2m以上を対象とします。

なお、個人施設に係る事業は、補助金の対象になりません。

※ (6)、(7)の町単独補助制度の事業主体は、申請者（地元）になりますので、関係者と十分調整してから申請してください。

問い合わせ先	綾川町役場	経済課	TEL	876-5282
	綾上支所	事業係	TEL	878-2206

(8) ため池・水路等の施設における安全対策について（お願い）

これからの季節は、ため池や用水路で、水にかかわる痛ましい事故が発生しております。特に小さな子供さんにとっては、ため池や用水路は、危険な場所のひとつです。

こうした痛ましい事故を未然に防ぐためにも、施設管理者の皆さんには施設の点検、危険箇所の確認及び補修等、より一層の安全確保と事故防止に留意されますようお願いいたします。

- ・ 綾川町では、水難防止の看板を作成して無償で配布していますので、ご利用ください。
- ・ ため池の危険箇所への防護フェンスの設置に対する補助制度もありますので、併せ

てご利用をご検討ください。詳しくは本庁経済課までお問い合わせください。

(9) 農地及び農業用施設における災害復旧事業について

最近、台風等の災害により、農地や農業用施設に多大な被害を受ける事が多くみられます。このような災害に対しては、国の査定で認定されれば、災害復旧事業の対象となります。

しかしながら、適正な維持管理を行っていない場合は、採択されない場合があります。

(※ 農地災害の場合も、耕作放棄されている農地は採択されません。)

施設の管理者や責任者の方には、日常の維持管理記録の管理をお願いします。

- ・ため池、頭首工、揚水機など … 「施設点検台帳」「運転日誌」等の整理
- ・用排水路 … 毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各期、出水期の点検パトロール記録等
- ・農 道 … 毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

そして、災害復旧事業申請時には、被災前の維持管理状況を整理された資料をもとに説明できるようにしておいてください。

1 町民体育施設の使用について

一部の町民体育施設は、次のとおり使用できません。

- (1) B&G綾上海洋センター（アリーナ、武道場、プール）
 - ・施設改修工事（外壁、屋根、トイレ、照明等改修）のため
 - ・使用できない期間 令和3年6月から令和4年3月までの間

- (2) 総合運動公園（アリーナ、多目的ホール、ミーティングルーム）
 - ・新型コロナウイルスワクチン接種会場のため
 - ・使用できない期間 令和3年4月13日から令和3年10月3日（予定）
※接種日の体育館付近の駐車場、多目的グラウンドの一部は、接種者の駐車場になります。

- (3) 令和2年度改修工事の終了について
 - ・総合運動公園陸上競技場 陸上競技場 …4月1日から使用開始
芝生グラウンド …7月1日から使用開始
 - ・ふれあい運動公園 人工芝グラウンド…4月3日から使用開始
 - ・羽床上体育館 体育館 …4月1日から使用開始

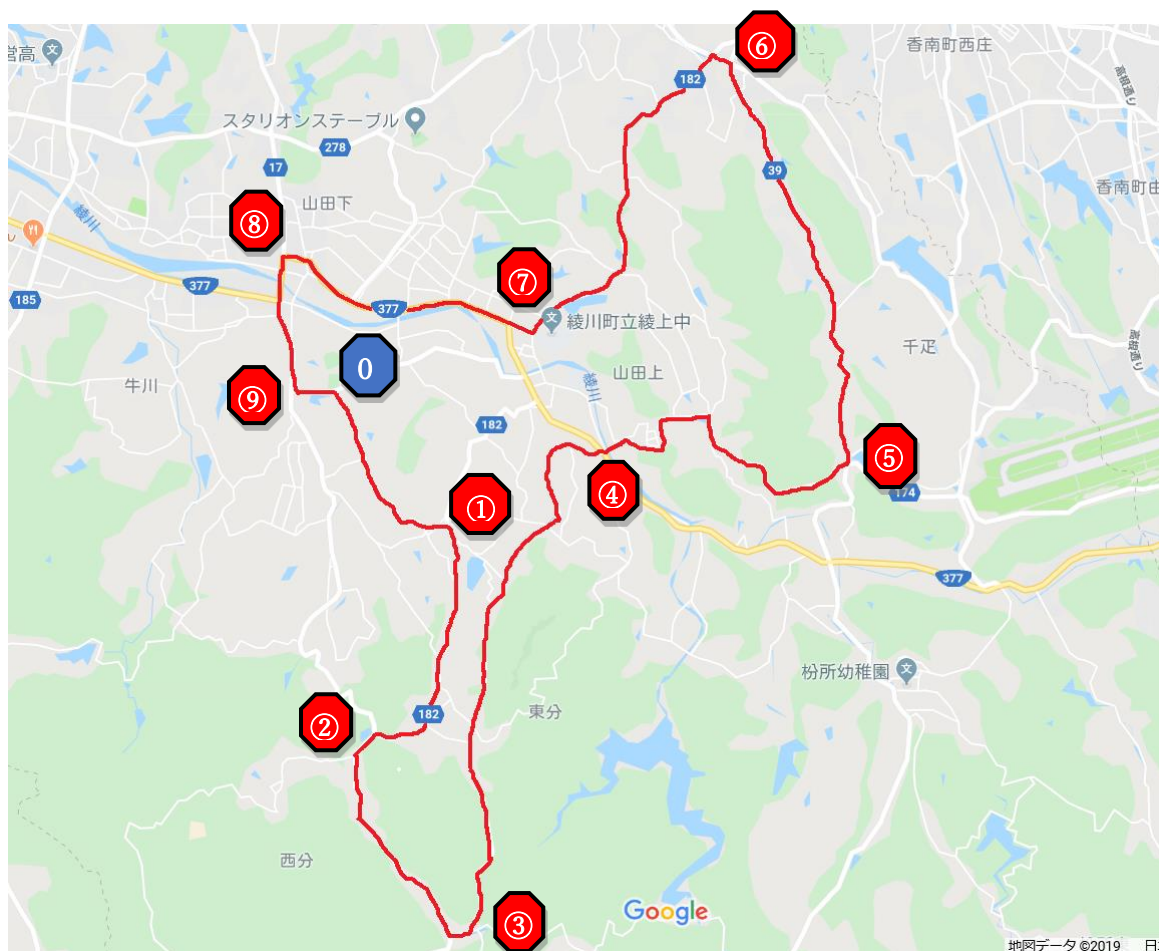
2 令和4年度全国高等学校総合体育大会 自転車競技(ロード)について

令和4年度全国インターハイが四国で開催予定であり、綾川町では自転車競技（ロード、8月開催予定）の開催地に決まりました。つきましては、予定開催コースの周辺の方々には交通規制のお願いをいたします。

今後順次、各自治会・個人様へご説明にお伺いいたしますので、ご協力お願いいたします。（自治会での事前周知をお願いいたします。）

令和4年度全国インターハイ自転車競技（ロード）コースについて

<コース全体図（予定）>



特設ロードコース案（反時計回り1周約21.2km 獲得標高358m）

- ・男子走行距離 約21.2km×6周回＝約127.2km
- ・女子走行距離 約21.2km×3周回＝約63.6km

①B&G 綾上海洋センタースタート～①東分地域交流館前～②高鉢集会所前～
③開集会所前～④主基斎田跡南交差点～⑤常行池西～⑥矢坪・土仏付近交差点～
⑦JA 綾上支店前～⑧ローソン綾上店前～⑨B&G 入口左折～⑩フィニッシュ

**★コース周辺の自治会、個人の方には、交通規制等について、後日ご説明に回ります。
ご協力お願いいたします。**

「綾川町立綾川中学校」 令和4年4月 開校

綾川町立中学校再編整備(中学校統合)について

少子化による、児童生徒数が減少する中、望ましい学習環境を構築し、子どもたちの活力ある学習活動を支援することは、町として大切な役割であると考えております。

近年、綾上中学校においては、生徒数が減少しており、学級編制、部活動、運動会等の学校運営、また、地域的な活動にも支障が生じております。

次代を担う子どもたちが個性豊かにたくましく育つことができるよう、将来的な視点に立ち、時期を失することなく、確固たる教育基盤づくりを進めるための施策として、中学校の再編整備を進める必要があると考え、統合に向けた計画を作成し、令和4年4月の開校に向け、統合中学校の整備に取り組んでまいります。

現在、中学校の再編整備については、「綾川町中学校統合準備検討会」を設置し、学校名、標準服や体操服、校章、校歌の制作、更には通学支援や交流事業など、さまざまな課題について協議を進めております。

「学校名」については、検討会より、「綾川町立綾川中学校」が妥当であるとの報告があり、本年3月の町議会において承認をいただきました。

「標準服・体操服」については、保護者代表と学校関係者で選定部会を設け、新たな中学校のシンボルとなり、子どもたちが夢を持てる標準服・体操服を選定いたしました。

「校章」「校歌」については、児童生徒も含め住民の皆様から公募し製作を進めてまいります。

各中学校においては、体育祭、文化祭などの学校行事を閉校記念行事として実施する中で、集団宿泊学習の合同実施や部活動の合同練習など、機会を捉えて統合に向けての交流を行ってまいります。

また、通学道路の変更や延伸が考えられることから、遠距離通学者への対応として、スクールバスの運行を検討し、併せて、保護者の意見も伺いながら、防犯灯や防護柵の設置など、必要な交通安全対策施設の整備に努めるとともに、県に対する要望、警察等との協議を行ってまいります。

町民・保護者の皆さまにおかれましても、限られた期間ではありますが、子どもたちが様々な可能性を見出せるよう、新たな教育環境づくりにご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

○綾上中学校



○綾南中学校



綾川町学校再編整備計画（概要）

1. 中学校再編整備（中学校統合）の経緯について

綾川町においても、全国的な傾向と同様に、少子化に伴い児童生徒数が減少し続けており、子どもたちの学習や学校運営等に支障が生じ始めています。

教育委員会としては、次代を担う子どもたちの教育効果を第一に考えて適正規模の学習集団を編制、学校が学校として最大限の機能を発揮できる教育環境を作り出すために、いかに学校の再編整備を進めていくかを最重要課題として捉えています。

これまで、平成21年に「綾川町学校等再編整備検討委員会」を設置し、町立学校の適正配置及び適正規模や町立学校の再編整備について活発に議論を重ね、同検討委員会から答申書の提出を受けました。

これを受け、町議会においても、平成22年「綾川町立学校等再編整備調査特別委員会」を設置し、以降、協議・検討を行い、綾上中学校の生徒数の減少に伴う、教育環境の課題が顕著となったことにより、中学校の統合についての集中審議を行ってまいりました。その中で、平成31年2月に、中学校の管理運営に関するアンケート調査を実施し、その結果、中学校統合について、半数以上の保護者から統合すべきとの回答がありました。

町といたしましては、中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方ならびに学校の再編整備（統合）の具体的方策を検討するため、令和2年3月、「綾川町学校再編整備計画」を策定し、町の重点施策として中学校統合を掲げ、同年10月に「綾川町立中学校統合準備検討会」を設置し、令和4年4月、新たな統合中学校開校に向け、準備を進めております。

2. 学校再編整備に当たって

（1）綾川町の中学校規模の現状

●生徒数・学級数の推移

わが国が少子高齢社会へ変化する中で、本町においても児童生徒数の減少傾向に歯止めがかからず、合併後、小学校児童は15.8%減少、中学校生徒も同様に、24.7%減少しました。

特に、中学校においては、綾上中学校の生徒数が、令和元年度から100人を下回り、学級数は、各学年が1学級となる状況です。

中学校の最近10年間の推移は次のとおりです。

■中学校の10年間の児童生徒数・学級数の推移

学校名	学年	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
綾上 中学校	1年	生徒数	40	49	39	41	46	31	35	25	33	27
		学級数	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1
	2年	生徒数	42	40	51	40	42	46	31	35	25	34
		学級数	2	2	2	1	2	2	1	1	1	1
	3年	生徒数	41	42	41	50	40	42	45	31	35	25
		学級数	2	2	2	2	1	2	2	1	1	1
	計	生徒数	123	131	131	131	128	119	111	91	93	86
		学級数	6	6	6	5	5	5	4	3	3	3
綾南 中学校	1年	生徒数	161	186	180	177	162	157	149	171	146	153
		学級数	5	6	6	6	5	5	5	5	5	5
	2年	生徒数	187	162	185	183	177	162	158	147	169	147
		学級数	5	5	5	5	5	5	4	4	5	4
	3年	生徒数	158	187	159	185	184	175	161	159	148	169
		学級数	4	5	4	5	5	5	5	4	4	5
	計	生徒数	506	535	524	545	523	494	468	477	463	469
		学級数	14	16	15	16	15	15	14	13	13	14

※学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「香川県学級編制基準」の基準による。(1年：35人、2・3年：40人)

(2) 学校再編整備の必要性

児童生徒数の減少によって、学級運営、部活動、運動会等の学校運営、また、地域的な活動にも支障が生じることが多いことから、学力の向上のための一層の取り組みや、子どもを含む地域活動の維持充実、老朽化した学校施設の改善など、新たな教育課題への対応が求められています。

これらの課題を解消し、学校教育の充実と望ましい学習環境を構築するためには、児童生徒数の動向や学校施設の状況等を的確に把握しながら、学校の再編整備を進める必要があります。

その中で、中学校統合は、子どもたちが自分の夢や願いを叶える選択肢を広げ、自らの良さを伸ばす可能性を高めるなど、綾川町教育大綱に掲げる「わたしらしさが輝く人づくり」の礎となるものであります。

(3) 学校や学級の望ましい規模（基準等）

① 学校規模

望ましい学校規模について、学校教育法施行規則では小中学校ともに「12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。これは、集団生活の中で互いに切磋琢磨し、集団規範を学ぶなど、集団の教育力を生かした指導を行うことが大切

であることから、ある程度の規模が必要という考え方に立ったものです。

また、1学年1学級ではクラス替えができず、人間関係が固定化し、友人関係の広がりや乏しくなること、運動会などの行事ではクラス対抗等の形式がとれないなどの問題があることから、1学年当たり2学級以上が適切であると考えられています。

なお、香川県は、「小中学校の望ましい学校規模について（指針）」において、中学校では9学級以上の学校規模が望ましいとしていますが、前述の理由に加えて、特に中学校における部活動の教育的意義や必要な部員数、指導教員が確保しづらくなっている実情も考慮すると、9学級でも十分とは言えない側面があると考えています。

子どもたちへの学校教育の充実と学習環境を確立するため、以下の観点から、適正規模の学校運営を進める必要があると考えます。

指導面

- ㊦ 学習形態の硬直化
- ㊦ 多面的な指導や評価の制限
- ㊦ 人間関係の固定化

運営面

- ㊦ 児童・生徒の学習や部活動等における選択幅の制限
- ㊦ 教職員数の減少から資質向上を図る機会の減少
- ㊦ 学校行事等の制限

② 学級規模

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では、小中学校の1学級は40人を超えないと規定されており。平成23年度より、小学校1年生が「35人」に改正され、本年度から段階的に「35人」学級を編成することとなりました。

また、香川県での学級編制基準は、国の基準に基づき1学級40人としていましたが、県独自に小学校では全学年、中学校では1・2年生を35人学級編制とし、教科（国語・算数・理科）での少人数授業など、きめ細かな指導を行うことができる香川型指導体制を推進しています。

③ 綾川町における中学校の適正規模

中学校では、法令面やクラス替えが可能で集団競技の実施など、望ましい教育活動を円滑に行うことが確保できる1学年3～6学級を適正規模と考えます。

(4) 学校施設の現状

町立小中学校の学校施設は、現在では全ての校舎、体育館が鉄筋コンクリート造の建物になっています。

本町においては、すべての校舎、体育館において、非構造部材（天井材）の落下防止対策など、これまで耐震化を進め、すべての学校の耐震化が完了いたしました。

綾南中学校においては、将来的な統合を見据え、平成25年から27年にかけて校舎を改築いたしました。

3. 学校再編整備の基本的な考え方について

学校再編整備計画においては、次の観点に基づき学校再編を検討しています。

学校規模の適正化は、児童生徒等にとって望ましい学習集団を形成し、よりよい学習環境を創造するものであることから、中学校は、12学級以上18学級以下を望ましい学校規模とする。

4. 綾上中学校と綾南中学校の統合の実施計画

平成21年の学校等再編整備検討委員会の答申に基づき、平成29年度を目途に、保護者や地元住民に対し説明し、意見を聴取しながら検討を重ねた結果、平成27年に、綾上中学校が1学年1学級になる前には統合を行うことを確認いたしました。

このことを踏まえ、町としては、中学校統合について、現在の綾上中学校の生徒数、学級数及び教員配置など、学習環境を考慮する中で、早急に統合を検討しなければならないと考えました。

こうした状況の中で、現在、綾上中学校では、全学年が1学級編制となり、学校運営、部活動、生徒会活動等で様々な課題が生じている現状を考慮し、2年間の準備期間を経て、令和4年4月開校に向けて統合準備を進めてまいります。

(1) 統合校の位置、施設

統合校は、平成27年の改築により、施設整備が充実し、学習環境の整った綾南中学校を利用し、新たな中学校を設置します。

(2) 円滑な統合に向けた取り組み

円滑な統合に向け、令和2年10月に、両校の教職員、保護者や地域代表で組織する中学校統合準備検討会を設置し、検討・協議を進めております。

○両校の生徒、教職員の交流を深めるため

- ・両校生徒の学習交流（綾南中学校と綾上中学校生徒と合同学習など）
- ・学校行事の合同実施（宿泊学習等の行事の合同実施など）
- ・部活動における合同練習の実施

(3) 安全な通学への支援

- ・遠距離通学の生徒において、「スクールバスの運行」「遠距離通学支援制度」を検討。
- ・防犯灯の設置や歩道の整備等、通学道路の安全対策。

(4) 綾上中学校の跡地利用

綾上中学校の跡地利用については、施設の立地や敷地の広さ、建物の特性等を活かし、綾上地区の活性化につながるよう、地域の方のご意見を伺いながら進めていきます。また、民間の活用も視野に入れながら利用計画を検討します。

(5) 中学校統合における学校規模及び今後の推移

綾上中学校と綾南中学校の統合により、令和3年度の数值で、生徒数555人、16学級の中学校となり、その後も概ね同規模で推移します。

■中学校統合による学校・学級規模の推移

学校名	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
綾上 中学校	生徒数	91	93	86	104	101	96	82	76	82	85
	学級数	3	3	3	4	4	4	3	3	3	3
綾南 中学校	生徒数	477	463	469	465	466	446	474	463	481	464
	学級数	13	14	14	13	14	13	14	13	14	13
統 合 中学校	生徒数	568	556	555	569	567	542	556	539	563	549
	学級数	16	16	16	16	17	16	17	16	17	16

※学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「香川県学級編制基準」の基準による。(1年：35人、2・3年：40人)

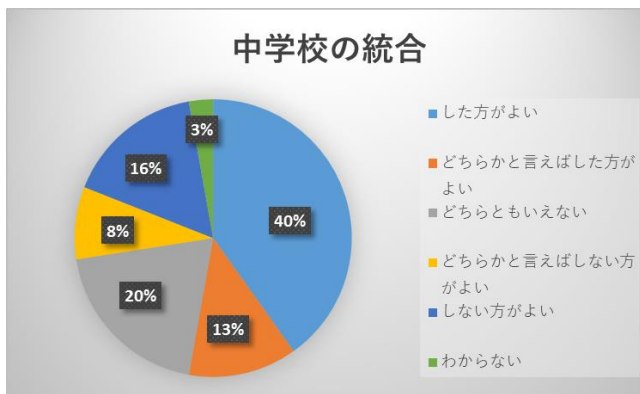
5. 資料編

■ 中学校の管理運営に関するアンケート調査結果（平成31年2月実施） 【抜粋】

○ 回答率

対象者	対象者数	回答者数	回答率
保護者 (綾上小学校在籍保護者)	151	142	94.0%
児童 (綾上小学校 4～6年生)	102	100	98.0%
生徒 (綾上中学校 1・2年生)	66	62	94.0%

● 中学校統合について（保護者対象）

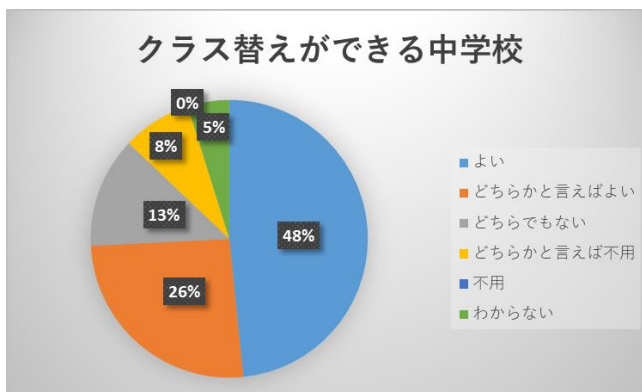


● 「クラス替え」について

□保護者：約7割（68%）が「ある方がよい」と回答していますが、現実として、綾上中学校においては、生徒数推移を見ても2学級編制が難しい状況であります。

□小学生：6割（60%）が「ある方がよい」と回答しています。

□中学生：7割以上（74%）が「ある方がよい」と回答しています。



● 「中学校の適正配置（学区の見直しや統廃合）において期待したいこと

□保護者：ほとんどの項目で、「とても思う」「思う」7割を超えております。

特に、「部活動の選択肢ができる」は、9割を超えております。

また、その他意見として、「大きな集団での経験をさせたい。」「役員など保護者の負担がなくなる」などの意見がありました。

□小学生：「向上心・競争心ができる」「切磋琢磨することができる」「部活動の選択肢ができる」「学校行事が楽しくなる」「友達関係が広がる」すべてにおいて、5割以上の児童が期待しております。

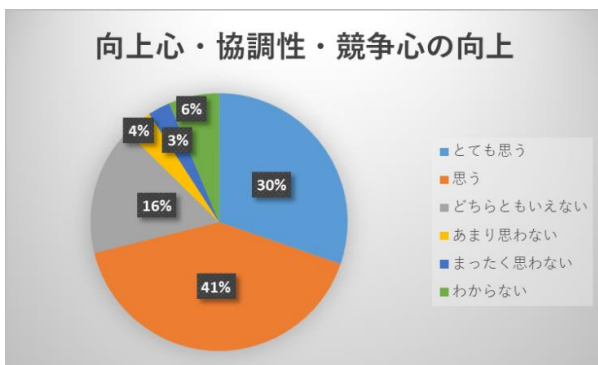
特に、「部活動の選択肢ができる」「友達関係が広がる」については、6割を超えております。

また、その他意見として、「部活がたくさんあり、自分の入りたい部活が選べる。」「クラス替えができ、新しい友達がたくさんできる。」などの意見がありました。

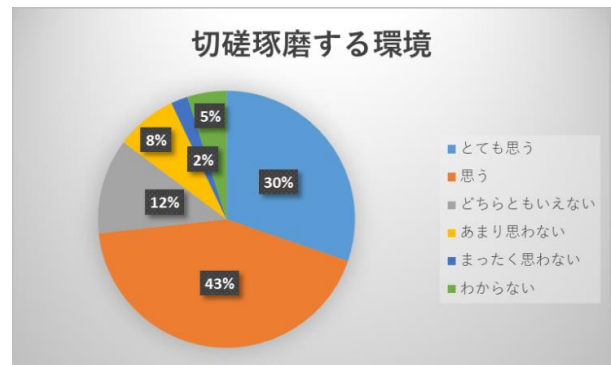
□中学生：すべての項目で、6割を超えております。

特に、「部活動の選択肢ができる」約8割（81%）、「友達関係が広がる」7割を超えて（75%）おります。

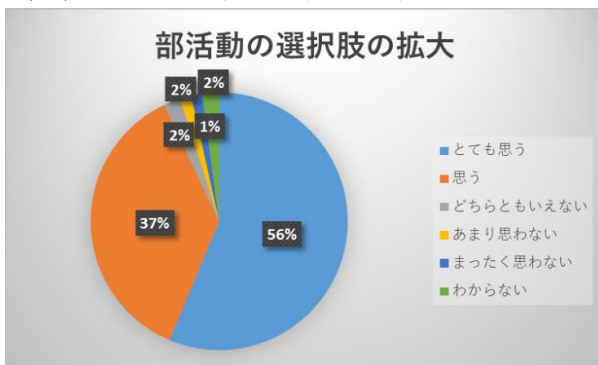
(1) 人間関係が広がり、向上心や協調性、競争心等の向上



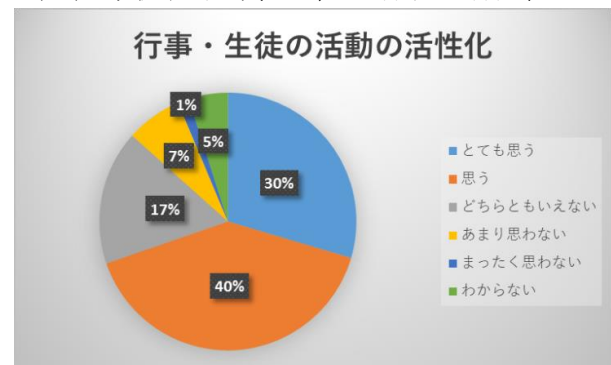
(2) お互いに切磋琢磨する環境

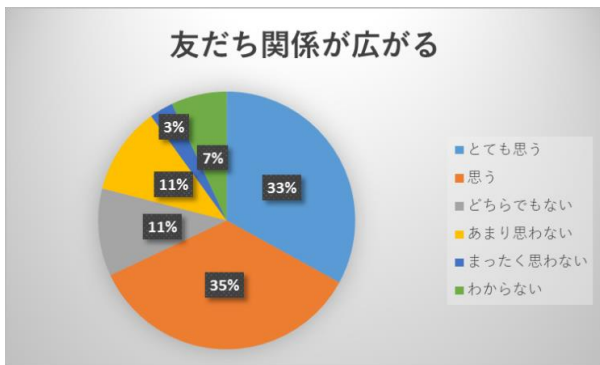


(3) クラブ活動の選択肢の拡大



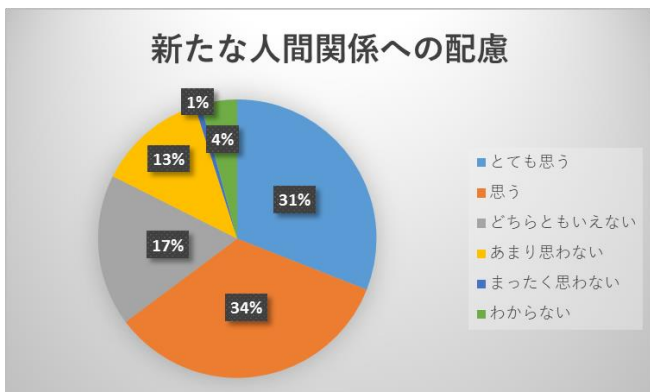
(4) 学校行事等、生徒の活動の活性化



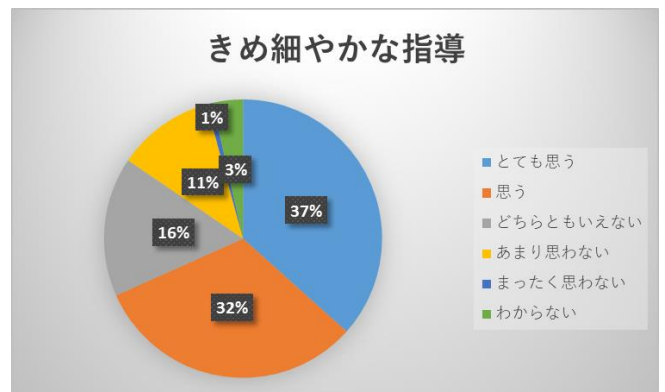


- 「中学校の適正配置（学区の見直しや統廃合）において不安なこと
 □保護者：「通学距離」「通学の安全」について7割～8割と不安が多く、小中学生も同様な状況であります。
 また、その他意見として、「スクールバス通学があればよい」などの意見がありました。

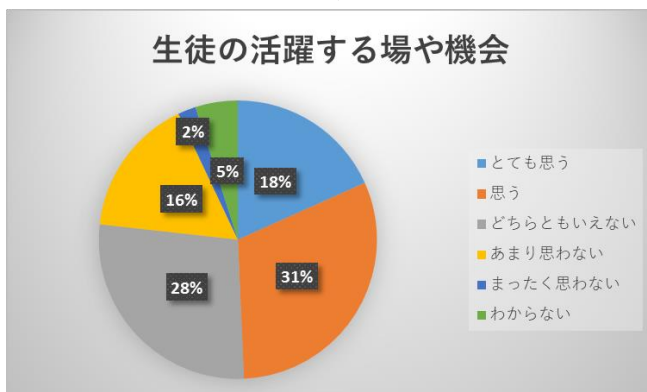
(1) 少人数から多人数となった場合の新たな人間関係づくりへの配慮



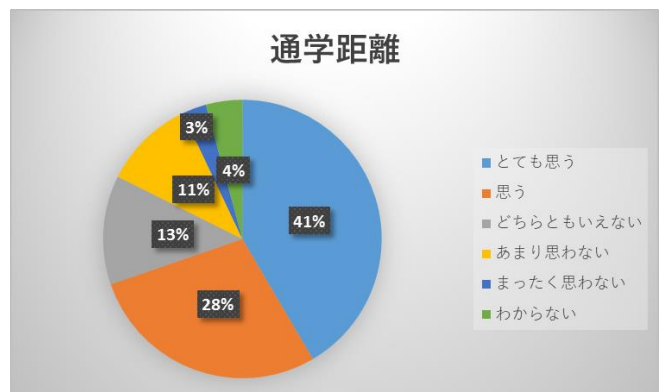
(2) きめ細やかな指導



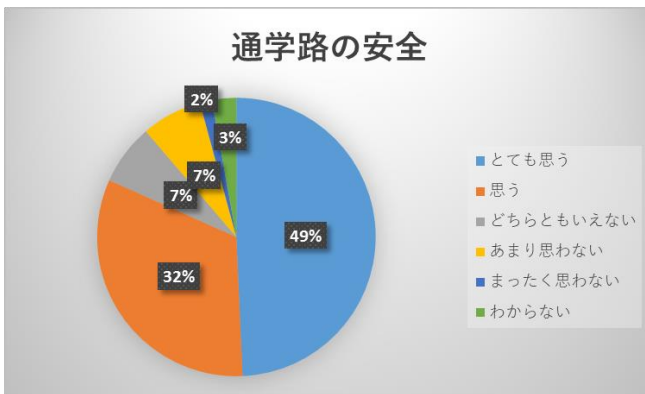
(3) 学校行事等での生徒の活躍する場や機会



(4) 通学距離



(5) 通学路の安全確保

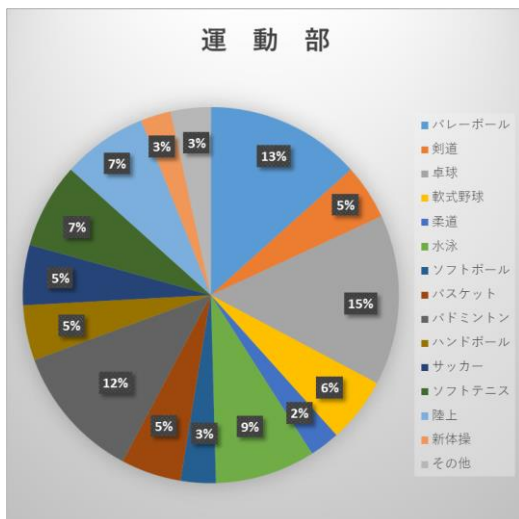


● 中学校で活動したい部活動はありますか。

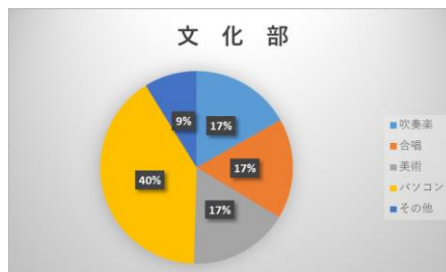
□ 小学生：運動部では、綾上中学校で活動している部活動以外の部活動を希望する回答が半数ほどあり、文化部では、8割ほどありました。

特に、文化部においては、パソコンが最も多く、子どもたちの環境を反映していると思われます。

(1) 運動部

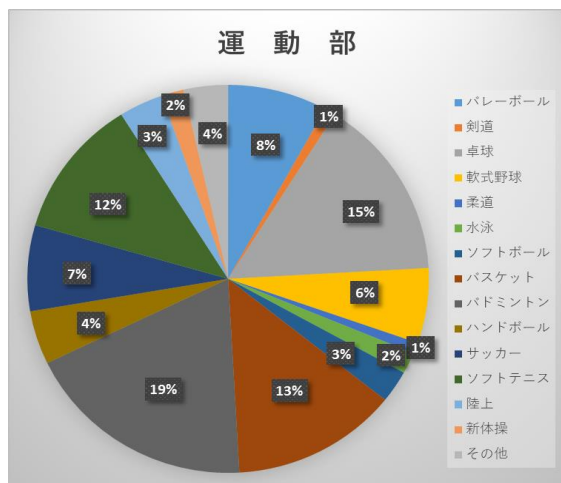


(2) 文化部



□中学生：運動部、文化部とも、綾上中学校にない、部活動の希望が多くありました。
 特に、女子生徒が文化部において、綾上中学校にない、部活動の希望が多くありました。
 「部活動をしたくない」との意見も27%（17人）ほどありました。

(1) 運動部



(2) 文化部



綾川町立中学校の部活動 活動状況（令和2年度）

運動部活動名	綾上中学校		綾南中学校		文化部活動名	綾上中学校		綾南中学校	
	部	人数	部	人数		部	人数	部	人数
陸上競技			○	28	吹奏楽	○	20	○	27
水泳			○	3	合唱			○	17
バスケットボール	○	6	○	50	美術			○	30
バレーボール	○	33	○	33	パソコン			○	35
卓球	○	16	○	45					
ソフトテニス			○	47					
ハンドボール			○	34					
サッカー			○	30					
バドミントン			○	21					
ソフトボール			○	16					
柔道			○	7					
剣道	○	8	○	21					
軟式野球	○	10	○	6					
計	5	73	12	341	計	1	20	4	109

統合準備検討会だより

綾川町においては、令和4年4月開校を目途に、綾上中学校と綾南中学校の統合を進めています。綾川町立中学校統合準備検討会（以下「検討会」という。）は、両校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るために設置されたものです。

このお知らせは、検討会の協議内容について、児童・生徒や保護者、地域の皆さまへお知らせするために創刊しました。今後も継続して発行しますので、よろしくお願いします。

統合準備検討会が発足しました

検討会が、10月9日に発足し、第1回の検討会が綾南農村環境改善センターで開かれました。検討会では、前田武俊町長より18名の委員（保護者代表者、自治会代表者、学校関係者）に委嘱状を交付しました。

冒頭、前田町長から、統合に至るこれまでの経緯の説明に続き、「次代を担う子どもたちが個性豊かにたくましく育つことができるよう、将来的な視点に立ち、時期を失することなく、確固たる教育基盤づくりを進めるため、中学校の再編整備を進めていきます。検討会では、学校、保護者、地域の立場からご意見をいただき、具体的な検討、協議を行って参りたいと考えております。」とあいさつがありました。その後、会長、副会長を選出して、議事に移りました。議事では、検討会の進め方と運営方法、統合に伴う標準服・体操服等選定部会の設置、今後の検討事項とスケジュールなどについて協議が行われました。



◇この日に決定されたこと

○会長、副会長の選任

○検討会で協議する内容

- ・統合校の校名、校歌、校章、標準服・体操服に関する事
- ・通学路及び通学方法に関する事
- ・両校の生徒及び保護者の交流事業に関する事
- ・その他統合に向けて必要な事項に関する事

○統合に伴う「標準服・体操服等選定部会」の設置

町内小・中学校の保護者、学校関係者から部会の部員を選定し、標準服（制服）・体操服のデザインなどについて協議する。



次回の検討会では、校名、校歌、校章、組章、標準服・体操服等選定部会部員の選任、通学支援、両校の交流事業に関する事、その他統合に向けて必要な事項について、協議する予定です。

今後、この検討会を中心に協議を進めます。会議の内容や協議項目、協議結果の概要について、随時、本検討会だよりを通じて児童・生徒や保護者、地域の皆さまにお知らせします。

【ご意見・お問い合わせ】 綾川町教育委員会学校教育課

Tel 087(876)1180 Fax 087(876)3701 E-mail:kyoiku@town.ayagawa.lg.jp

統合準備検討会だより

編集・発行

綾川町教育委員会

綾川町においては、令和4年4月開校を目途に、綾上中学校と綾南中学校の統合を進めています。綾川町立中学校統合準備検討会（以下「検討会」という。）は、両校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るために設置されたものです。

このお知らせは、検討会の協議内容について、児童・生徒や保護者、地域の皆さまへお知らせするために創刊しました。今号では、第2回検討会での協議内容等についてお知らせします。

統合中学校の校名候補案「綾川町立綾川中学校」を検討会に提案

第2回検討会が、11月6日に綾南農村環境改善センターで開かれました。議事では、校名候補案の選定方法について、事務局からの提案をもとに検討会で1案を選定し、町教育委員会で議決、町議会で条例の改正を行い決定する手順で進めることになりました。その後、事務局より、校名の候補案として「統合により綾川町に1校の中学校となること、また、校名を町名とすることで、香川県・綾川町の中学校であることを対外的にも認知しやすいことから、「綾川町立綾川中学校」と命名することが一番妥当ではないか。」と提案しました。検討会では、提案された候補案を協議して、「綾川町立綾川中学校」を統合中学校の校名候補案とすることになりました。今後、小中学校の保護者、町民の皆さんに幅広く、校名候補案「綾川町立綾川中学校」について、ご意見をお聞きし、次回の検討会で校名候補案を決定したいと考えています。校名候補案について、ご意見のある方は、綾川町教育委員会までご連絡ください。

◇この日に決定・協議されたこと

○標準服・体操服等選定部会部員の選定について

令和4年4月に入学する生徒より使用する新しい標準服（制服）・体操服のデザインを選定する標準服・体操服等選定部会の部員14名（小中学校保護者代表10名、学校関係者4名）を選定した。第1回標準服・体操服等選定部会を11月中旬に開催する。

○統合中学校の校名候補案について

検討会の校名候補案として、「綾川町立綾川中学校」を提案する。各小中学校のPTA役員や保護者、町民等から意見をお聞きする。

○校章、組章の製作、校歌の作成について

校章については、校章のデザイン、校歌については、歌詞全体、言葉（フレーズ）やイメージを町民や児童生徒に公募する。応募されたものをもとに、専門家等に依頼して原案を作成する。応募方法や時期については、今後協議する。

○通学路及び通学方法については、

通学路の安全や遠距離通学に対する対応について協議し、安全な通学路の調査、街灯や歩道の整備、スクールバスの運行、町営バスの利用等について協議した。今後も継続して協議する。



次回の検討会では、標準服・体操服等選定部会の報告、校名候補案の協議、校章・校歌の募集、通学支援、両校の交流事業等について、協議する予定です。検討会の協議内容等は、随時、本検討会だよりを通じて児童・生徒や保護者、地域の皆さまにお知らせします。

【ご意見・お問い合わせ】 綾川町教育委員会学校教育課

Tel 087(876)1180 Fax 087(876)3701 E-mail:kyoiku@town.ayagawa.lg.jp

統合準備検討会だより

綾川町においては、令和4年4月開校を目途に、綾上中学校と綾南中学校の統合を進めています。綾川町立中学校統合準備検討会（以下「検討会」という。）は、両校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るために設置されたものです。

このお知らせは、検討会の協議内容について、児童・生徒や保護者、地域の皆さまへお知らせするために創刊しました。今号では、第3回検討会での協議内容等についてお知らせします。

検討会として、統合中学校の校名候補案「綾川町立綾川中学校」を決定

第3回検討会が、12月18日に綾南農村環境改善センターで開かれました。議事では、検討会として、統合中学校の校名候補案「綾川町立綾川中学校」を決定しました。今後、町教育委員会で議決、町議会に条例の改正を提案する手順で進めることになりました。次に、12月14日に開かれた標準服・体操服等選定部会からの報告及び提案があり、冬の制服、夏の制服、体操服のそれぞれについて、検討会で3つの候補案に絞り、次回の標準服・体操服等選定部会で1つを選定することになりました。統合中学校の校歌、校章については、校歌に使う言葉（フレーズ）やイメージ、校章のデザインを公募し、専門家に依頼して原案を作成することになりました。

◇この日に決定・協議されたこと

○統合中学校の校名候補案について

検討会として、統合中学校の校名候補案「綾川町立綾川中学校」を決定した。今後、1月の町教育委員会で議決、3月の町議会で条例の改正を行い決定する。

○標準服・体操服等選定部会の報告及び協議定について

標準服・体操服等選定部会の報告をもとに、検討会では冬の制服、夏の制服、体操服のそれぞれについて、3つの候補案に絞り、次回の標準服・体操服等選定部会で1つを選定することになった。

令和4年4月に入学する新1年生より新制服・体操服を使用し、統合時の2、3年生については、元中学校のものを使用できる移行期間とすることを確認した。

○校歌、校章の募集について

校歌については、歌詞全体、言葉（フレーズ）やイメージを、校章については、デザインを町民や児童生徒から募集する。応募されたものを参考にして、専門家に依頼して原案を作成する。公募期間は、令和3年4月から5月を予定する。

○通学支援について

具体的なルートを検討し、スクールバスの運行と併せて安全対策を検討していく。

○両校の交流事業について

両校の事情を考慮して、両校の代表者による具体的な交流事業の原案を作成し、次回の検討会に提案する。



次回の検討会では、標準服・体操服等選定部会の報告、校歌、校章の募集、通学支援、両校の交流事業等について、協議する予定です。検討会の協議内容等は、随時、本検討会だよりを通じて児童・生徒や保護者、地域の皆さまにお知らせします。

【ご意見・お問い合わせ】 綾川町教育委員会学校教育課

Tel 087(876)1180 Fax 087(876)3701 E-mail:kyoiku@town.ayagawa.lg.jp

統合準備検討会だより

編集・発行
綾川町教育委員会

綾川町においては、令和4年4月開校を目途に、綾上中学校と綾南中学校の統合を進めています。綾川町立中学校統合準備検討会（以下「検討会」という。）は、両校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るために設置されたものです。

このお知らせは、検討会の協議内容について、児童・生徒や保護者、地域の皆さまへお知らせするために創刊しました。今号では、第4回検討会での協議内容等についてお知らせします。

検討会として、統合中学校の標準服・体操服を決定

第4回検討会が、1月22日に綾南農村環境改善センターで開かれました。議事では、1月15日に開かれた標準服・体操服等選定部会の報告があり、統合中学校の冬の標準服、夏の標準服、体操服についての提案がありました。検討会で協議をした結果、選定部会案を検討会案とすることを決定しました。詳しくは、裏面に掲載しています。今後、町教育委員会で承認を得て、統合中学校の標準服・体操服を決定します。

統合中学校の校歌、校章については、募集要項及び募集用紙の協議、通学支援については、通学路のルートへの検討、スクールバスの遠距離通学者への支援の協議を行い、今後も継続して協議していくことになりました。両校の交流事業については、両中学校から提案があり、協議を行いました。

◇この日に決定・協議されたこと

○統合中学校の標準服・体操服について

標準服・体操服等選定部会から報告があり、統合中学校の冬の標準服、夏の標準服、体操服についての提案があった。検討会で協議をした結果、選定部会案を検討会案とすることを決定した。冬の標準服は、紺色のスーツタイプ、夏の標準服は、水色の半袖シャツ、体操服は、紺色と水色の2色を基調としたもの、半袖はV首で白色（色も検討）の生地に衿にカラーリングのものに決定した。詳しくは、裏面に掲載。

○校歌、校章の募集について

校歌、校章の募集要項及び募集用紙の検討が行われ、校歌については、歌詞全体、言葉（フレーズ）やイメージを、校章については、デザインを町民や児童生徒から募集する。今後、原案を作成する専門家を人選する。

○通学支援について

通学支援について、各学校から要望が発表され、具体的な通学路を提示いただき、安全対策やスクールバスの運行を検討していく。

○両校の交流事業について

交流事業について、両中学校より提案があり、検討会としては引き続き支援をしていく。具体的には、コロナ禍により実施が難しい場合も考えられるが、集団宿泊学習の合同実施や部活動の合同練習などの計画が提案された。



次回の検討会では、統合中学校の標準服・体操服、校歌・校章の募集、通学支援、両校の交流事業等について、協議する予定です。検討会の協議内容等は、随時、本検討会だよりを通じて児童・生徒や保護者、地域の皆さまにお知らせします。

【ご意見・お問い合わせ】 綾川町教育委員会学校教育課

Tel 087(876)1180 Fax 087(876)3701 E-mail:kyoiku@town.ayagawa.lg.jp

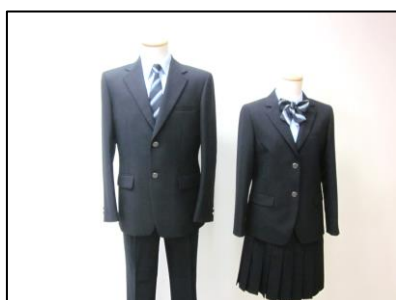
統合中学校の標準服・体操服が決まりました

検討会で、令和4年4月入学の1年生から着用する新しい標準服・体操服が決定しました。令和4年4月に入学する新1年生より新標準服・体操服を使用し、統合時の2、3年生については、元中学校のものを使用できる移行期間とすることとしました。

冬の標準服については、スーツタイプで、男女ともに紺色のジャケット、スラックス、スカート、ワンタッチで留められるネクタイとリボンに決定されました。ネクタイやリボンの色合いについては、今後検討します。夏の標準服については、水色の半袖シャツに決定されました。ジャケットの下に着るシャツとして夏と同じ生地の水色の長袖シャツを着用することもできるようにしました。

スーツタイプを選択した理由として、新中学校として夢がもて、シンボルとなるものであること、体調や気候に応じて着たり脱いだりすることが容易であること、LGBT対応としてスカートの代わりにスラックスを着用できること、ネクタイやリボンがワンタッチであり、夏はノーネクタイにできること、合服の使用が容易であることなどがあります。さらに、価格面においては、夏の標準服をスーツの下に着ることで、夏のシャツが夏冬兼用にすることができること、スラックスが紺色の無地であるので素材に多様性があることにより、夏冬の合計の価格としては、詰襟・セーラー服タイプと比較して、大きな負担のかからない価格設定と考えています。(価格は、調整を行っており、あくまで参考です。)

体操服は、紺色と水色の2色を基調としたデザインに決定されました。半袖体操服については、V首で白色(色も検討)の生地に衿にカラーリングのものに決定されました。



<冬の標準服>



<夏の標準服>



<体操服>

新中学校と現在の中学校の価格の比較

(※両中学校の価格は、綾上中学校と綾南中学校の価格を平均したものの)

新中学校の標準服・体操服の想定価格(税別)	現在の両中学校の平均価格(税別)
○スーツタイプ (ジャケット、スラックス、長袖シャツ、ネクタイ) 男子 39,700円程度 (ジャケット、スカート、長袖シャツ、リボン) 女子 38,700円程度	○冬の標準服 (詰襟、ズボン) 男子 32,350円程度 (セーラー服、スカート、リボン) 女子 33,100円程度
○夏の半袖シャツ 男子、女子 4,200円程度	○夏の標準服 (開襟シャツ) 男子 3,150円程度 (セーラー服又は半袖シャツ) 女子 4,790円程度
○体操服 (長袖シャツ、パンツ、半袖シャツ、ハーフパンツ) 男子、女子 14,600円程度	※綾上中と綾南中の平均価格 ○体操服 (長袖シャツ、パンツ、半袖シャツ、ハーフパンツ) 男子、女子 18,000円程度
【合計価格】 男子 58,500円程度 女子 57,500円程度	【合計価格】 男子 53,500円程度 女子 55,890円程度

統合準備検討会だより

綾川町においては、令和4年4月開校を目途に、綾上中学校と綾南中学校の統合を進めています。綾川町立中学校統合準備検討会（以下「検討会」という。）は、両校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るために設置されたものです。

このお知らせは、検討会の協議内容について、児童・生徒や保護者、地域の皆さまへお知らせするために創刊しました。今号では、第5回検討会での協議内容等についてお知らせします。

通学路整備、遠距離通学者等への支援を協議

第5回検討会が、3月5日に綾川町役場第6会議室で開かれました。議事では、2月26日に開かれた標準服・体操服等選定部会から、統合中学校の冬の標準服、夏の標準服、体操服の最終案が提案され、検討会で協議をした結果、選定部会案を検討会として決定しました。

また、検討会では、令和4年4月の新中学校の開校時の2、3年生の標準服、体操服の買い替えについて協議しました。買い替えについては、新標準服・体操服にするか、元中学校の標準服・体操服にするかは、保護者にお任せし、開校後2年間は、新と元の標準服・体操服が混在することになります。標準服・体操服について、詳しくは、裏面に掲載しています。

統合中学校の校名については、条例の改正（案）の説明がありました。校歌については、作曲を依頼する候補者案の提案があり協議しました。通学支援では、通学道路整備、安全施設整備及びスクールバスを含めた遠距離通学者等への支援について協議しました。今後も学校、保護者等から、ご意見をいただきながら、継続して協議していくことになりました。

◇この日に決定・協議されたこと

○統合中学校の標準服・体操服について

統合中学校の標準服・体操服は、検討会で協議をした結果、選定部会案を検討会案とすることに決定した。冬の標準服は、紺色のスーツタイプ、ネクタイとリボンは、紺色と水色を基調にした柄物、夏の標準服は、水色の半袖シャツ、スーツの下のシャツ及び合服として水色の長袖シャツ、体操服は、紺色と水色の2色を基調としたもの、半袖はV首合わせ襟で、白色の生地に襟、肩に水色のカラーリングのものに決定した。

○校名について

校名変更のために綾川町議会に提案する「綾川町立学校条例の一部改正（案）」について説明があった。
3月議会で承認されると統合中学校は令和4年4月より「綾川町立綾川中学校」になる。

○校歌について

校歌の作曲を依頼する専門家の案が提案され承認された。
事務局より依頼者に作曲を打診し、結果を次回の検討会に報告する予定である。

○通学支援について

通学支援については、通学道路整備、安全施設整備及びスクールバス運行を含めた遠距離通学者等への支援を協議した。今後は、通学道路調査及び学校、保護者等からの要望等により、継続して具体的な協議をしていく。



次回の検討会では、統合中学校の校歌・校章の募集、通学支援、両校の交流事業等について、協議する予定です。検討会の協議内容等は、随時、本検討会だよりを通じて児童・生徒や保護者、地域の皆さまにお知らせします。

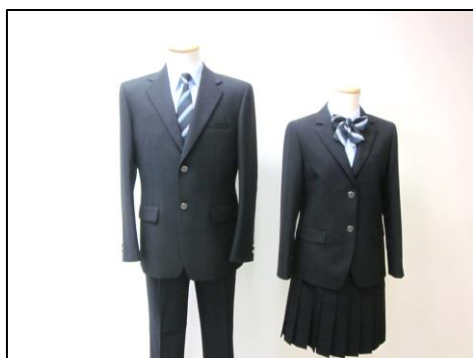
【ご意見・お問い合わせ】 綾川町教育委員会学校教育課

Tel 087(876)1180 Fax 087(876)3701 E-mail:kyoiku@town.ayagawa.lg.jp

統合中学校の標準服・体操服について

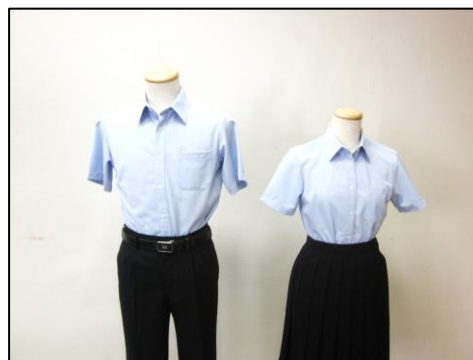
令和4年4月に開校する統合中学校の標準服・体操服について、以下のように決定しました。

- 新しい標準服・体操服は、令和4年4月に入学する新1年生から着用する。
- 統合時の2、3年生については、元中学校の標準服・体操服を着用する。標準服・体操服の買い替えについては、新標準服・体操服にするか、元中学校の標準服・体操服にするかは、保護者にお任せし、開校後2年間は新と元の標準服・体操服が混在することになる。
- スーツタイプであるので、体調や気候に応じて着たり脱いだりすることが容易である。また、防寒対策やLGBT対応としてスカートの代わりにスラックスの着用も可能である。
- 合服として、夏の標準服と同じ水色のニット素材の長袖シャツを新たに標準服とする。



<冬の標準服>

スーツタイプで、男女ともに紺色のジャケット、スラックス、スカートとする。ネクタイとリボンは、紺色と水色を基調にした柄物で、基本、ワンタッチで留められるもので対応する。また、普通の結ぶタイプ、ゴム留めも対応できる。



<夏の標準服>

水色の半袖シャツで、ノーアイロンのニット素材とする。



<長袖の標準服>

夏の標準服と同じノーアイロンのニット素材で、水色の長袖シャツとする。



<体操服>

紺色と水色の2色を基調としたデザインとする。半袖体操服は、V首合わせ襟で、白色の生地襟、肩にカラーリングのものとする。

綾川町育英貸付（奨学金）

綾川町では、育英事業へのご厚志を基金に、社会に有用な人材を育成するために、町在住の学生に奨学金を無利子で貸し付けております。

おもな貸与の条件は以下のとおりです。

町内在住の学生

対象となる学校	貸付の種類と金額	毎年の貸付人数と返済期間	申込期間等
私立大学	大学支度金 入学時 1,000,000 円以内	5 名以内 卒業後 7 年間で返済	・申込期間 2 月上旬 ~ 3 月上旬まで ・面接 3 月中旬頃
国公立・私立大学	大学学資 月額 30,000 円以内	15 名以内 卒業後 7 年間で返済	
高等学校 高等専門学校	高校学資 月額 20,000 円以内	15 名以内 卒業 1 年後より 7 年間で返済	
専修学校	専修学校学資 月額 20,000 円以内	15 名以内 卒業後 7 年間で返済	

※いずれの貸付金も利息はありません。

貸付条件

大学・専修学校 就学資金	学校教育法に規定される大学、短期大学、専修学校（1年制を除く。）に進学を希望している者及び在学している者
高校就学資金	綾川町立中学校を卒業し、学校教育法に規定される高等学校及び高等専門学校に進学を希望している者及び在学している者
私立大学支度金	学校教育法に規定される大学のうち私立大学に進学を希望する者

※前年中の世帯所得が、町の定める基準額以下の場合に貸付対象となります。

また、申請者と生計を一にする者及び連帯保証人に滞納がある場合は、貸付対象となりません。

※以下の条件を満たす連帯保証人 **1 人** が必要となります。

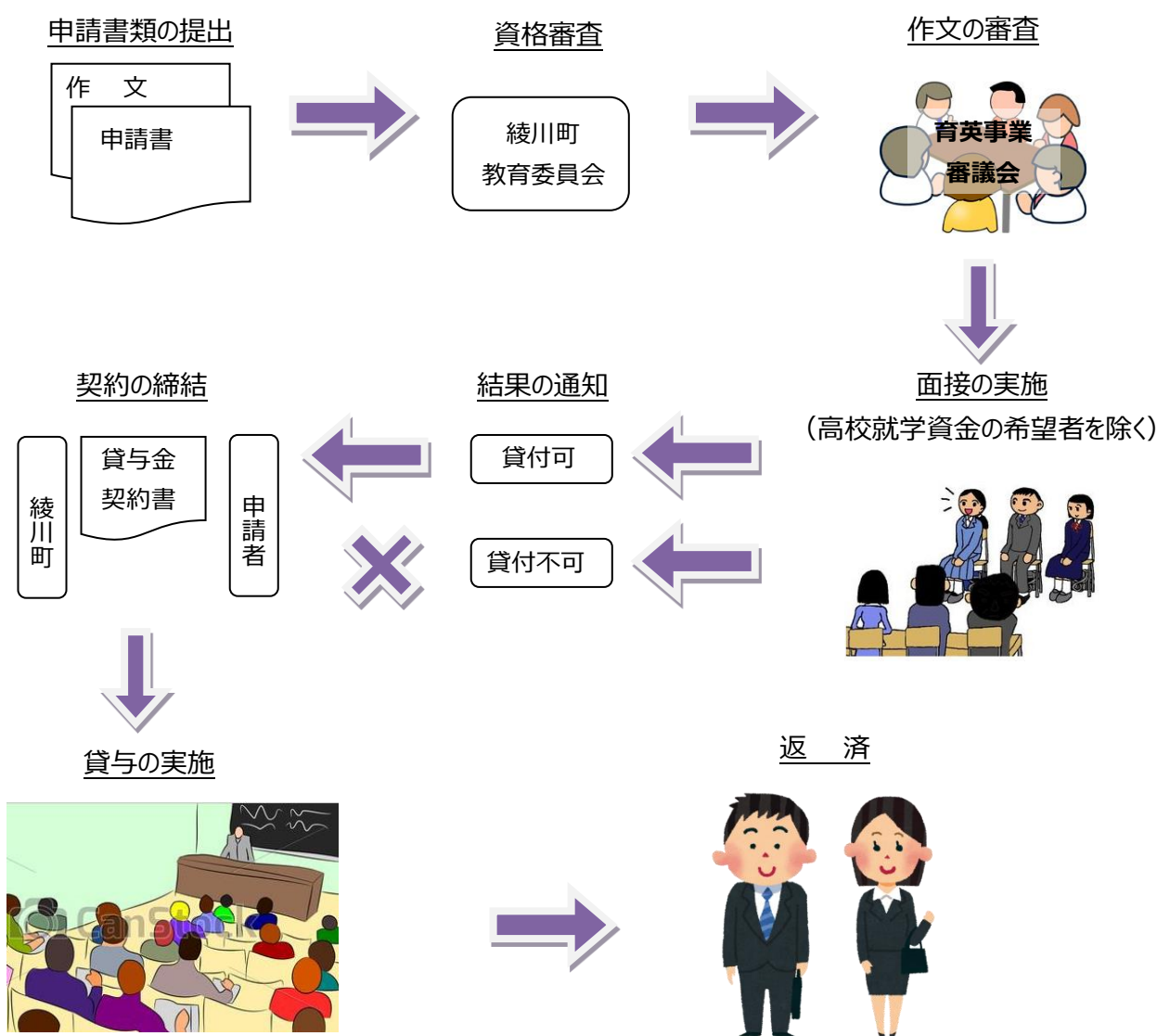
連帯保証人の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、綾川町内に住居を有し在住していること ※ただし、町長が認める場合、県内在住者でも可 ○70歳以下であること ○所得がゼロでないこと（※所得証明書を添付してください） ○申込者並びに連帯保証人同士が同一の世帯員でないこと ○以下に該当しないこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 綾川町立中学校の教職員 (2) 綾川町議会の議員 (3) 審議会の委員 (4) 綾川町職員
----------	---

申込み手続き

次の書類を受付期間内に町教育委員会事務局（役場 3 階）に提出してください。

①合格通知書の写し 在学が確認できるもの	面接実施時までの提出でかまいません。在学中の方は在学が確認できる書類（在学証明書等）をご提出ください。
②申請書	ホームページ及び教育委員会窓口にて備え付けているもの
③作文	貸付希望の理由、大学生生活・将来について、その他 原稿用紙 2 枚程度
④所得証明書及び滞納がないことを証明する書類	連帯保証人の所得証明書並びに滞納がないことが確認できる書類 ※前年の 1 月 1 日時点で綾川町に住所がない方は、前住所地の市区町村が発行した所得課税証明書(世帯員全員分)が必要です。

貸与決定から返済まで



学 資：年 2 回(4・9月)
支度金：進学時(3月)

卒業後 7 年間で返済

※貸与期間中に退学や長期の停学処分を受けた場合や、世帯全員が町外に転出した場合には、それまでに貸与を受けた金額を一括して返済していただきます。

育英資金・学生地元就職応援事業

綾川町では、まち・ひと・しごと創生総合プランにもとづき
大学等を卒業したのちに地元で就職する方の定住を支援するために
育英資金の返還を半額免除する制度を実施しています

3要件を満たす方が対象となります

- ① 町内に現に居住し、住民登録をしていること
- ② 県内に事業所を有する企業等又は個人事業者に雇用されているか、
個人事業を営み確定申告を行っている方（アルバイト等は除きます）
- ③ 町税等（返還中の育英資金貸付金を含む）の滞納がないこと

毎年1回手続きが必要です

上の要件を満たすことを証明するために、申請書に次の書類を添えて
毎年度1回、**5月末までに**町教育委員会事務局に提出していただきます

- (1) 住民票の写し（発行後2週間以内のものに限る）
- (2) 県内での就労状況を証明する書類
（事業主の証明書、健康保険証の写し、直近の確定申告書の写し等）
- (3) 町税等の滞納がないことを証明する書類（町税務課が発行します）
- (4) 大学等を卒業したことを証明する書類（卒業証明書・卒業証書の写し等）

※現在返済中の方も申請できます。

育英貸付
返済金の

半額免除

制度がはじまります

※申請の結果、減額の対象となるかどうかについては文書で通知をおこないます。
※減額認定された方に対しては、返済額を減額した納入通知書を再送付します。



お問い合わせ：綾川町教育委員会事務局 学校教育課 電話876-1180